

令和2年第3回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和2年決算特別委員会記録

おいらせ町議会 令和2年決算特別委員会記録第1号				
招集年月日	令和2年9月9日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和2年9月9日 午前10時02分 委員長宣告			
延 会	令和2年9月9日 午後 3時43分 委員長宣告			
出席委員	氏 名		氏 名	
	佐々木 勝		澤 上 勝	
	馬 場 正 治		澤 上 訓	
	木 村 忠 一		田 中 正 一	
	平 野 敏 彦		沼 端 務	
	吉 村 敏 文		澤 頭 好 孝	
	柏 崎 利 信		西 館 芳 信	
	松 林 義 光		檜 山 忠	
欠席委員	日野口 和 子		西 館 秀 雄	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ く り 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	泉 山 裕 一	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員	木 村 忠 一	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	赤 坂 千 敏	事 務 局 次 長	高 橋 勝 江
	主 任 主 査	袴 田 光 雄		

事 件 題 目	1. 認定第1号 令和元年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について
	2. 認定第2号 令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	3. 認定第3号 令和元年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
	4. 認定第4号 令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	5. 認定第5号 令和元年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	6. 認定第6号 令和元年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	7. 認定第7号 令和元年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	8. 認定第8号 令和元年度おいらせ町病院事業会計決算認定について
	……………以下余白……………

発 言 者	発 言 者 の 要 旨
事務局長 (赤坂千敏君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p> <p>委員会を開催する前に、事務局より4点ほどお知らせいたします。</p> <p>1点目、おいらせ町議会会議規則第54条により、発言は簡明とし、議題外にわたり範囲を超えてはならない。質疑は自己の意見を述べるできないとされており、改めてお知らせいたします。</p> <p>2点目、質疑における発言の際は、何ページの何々の件について、または、何款の何々についてのように、議題に沿って発言をし、質疑の要旨を明確にするよう努めてください。</p> <p>3点目、関連質疑は必要最小限に止め、議題外の発言または関連質疑が多岐にわたり続いた場合は、委員長は発言を禁止し、スムーズな議事進行を図るものとします。</p> <p>最後、4点目です。説明補助員として担当課長補佐、担当職員が議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、その旨ご了承ください。</p>
平野委員長	<p>おはようございます。</p> <p>一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>付託を受けました決算特別委員会が開会されますが、今回の決算特別委員会審査に当たっての議事進行につきましては、各委員の何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
平野委員長	<p>ただいまの出席委員数は14人です。定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。</p> <p>なお、日野口和子委員、西館秀雄委員は欠席であります。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時02分)</p>
平野委員長 (委員席)	<p>当委員会に付託されました案件を審査する前に、監査委員より提出されております各会計歳入歳出決算審査意見書について質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
平野委員長	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p>

<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>これより議事に入ります。</p> <p>当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定議案のうち、認定第1号、令和元年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、認定第1号についてご説明いたします。</p> <p>事前に提出しております令和元年度おいらせ町決算報告書の主要施策の成果に基づき、主要部分のみ説明いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、主要施策の成果1ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。</p> <p>第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和元年度決算額ですが、歳入は99億3,787万8,000円で前年度比5.3%の減、また、歳出決算額は97億2,929万円で、前年度比5.7%の減となっております。</p> <p>歳入歳出差引額は2億858万8,000円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源454万8,000円を差し引いた実質収支額は2億404万円となっております。</p> <p>なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定及びおいらせ町財政調整基金条例第2条第2号の規定に基づき、決算剰余金の2分の1以上である1億2,000万円を財政調整基金に積立てするものです。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。</p> <p>歳入の内訳については、主な項目についてご説明いたします。</p> <p>まず、1款町税です。科目別収入状況の表をご覧ください。</p> <p>収入済額の合計は26億2,700万9,000円で、前年度比1.8%の増となっております。</p> <p>主なものでは、町民税が11億7,259万8,000円で、前年度比2.8%の増、固定資産税が11億7,200万8,000円で、前年度比0.6%の増となっております。</p> <p>続きまして、8ページをご覧ください。</p> <p>11款地方交付税です。地方交付税の状況の表をご覧ください。</p> <p>収入済額の合計は33億8,342万3,000円で、前年度0.7%の減となっております。</p>
---------------------------	---

<p>平野委員長</p>	<p>内訳としては、普通交付税は29億2,824万7,000円で、前年度比0.8%の増となり、特別交付税は3億7,484万3,000円で、前年度比4.1%の減、震災復興特別交付税は3,033万3,000円で、前年度比50.7%の減となっております。</p> <p>続きまして、11ページ、12ページをご覧ください。</p> <p>12ページの収入済額合計は12億7,243万1,000円で、前年度比1.4%の減となっております。減額の主な要因は、百石中学校構造改築事業費補助金の減によるものです。</p> <p>続きまして、12ページ、13ページをご覧ください。</p> <p>16款県支出金です。県支出金の内訳の表をご覧ください。</p> <p>13ページの収入済額合計は10億2,836万7,000円で、前年度比6.3%の増となっております。増額の主な要因は、子どものための教育・保育給付費等負担金の増によるものです。</p> <p>続きまして、17ページをご覧ください。</p> <p>22款町債です。町債の内訳の表をご覧ください。</p> <p>借入額の合計は4億8,716万9,000円で、前年度比47.8%の減となっております。減額の主な要因は、百石中学校構造改築事業に係る借入れの減によるものです。</p> <p>続きまして、18ページをご覧ください。</p> <p>歳出の内訳については、第7表、目的別歳出決算額の推移をご覧ください。</p> <p>構成比で大きいものは、3款民生費の34億1,850万1,000円で、構成比は35.1%となり、以下、2款総務費13億3,206万6,000円で13.7%、8款土木費13億113万2,000円で13.4%、12款公債費10億7,952万9,000円で11.1%、10款教育費10億3,006万2,000円で10.6%となっております。</p> <p>前年度と比較しますと、民生費は子どものための教育・保育給付費などの増により4.7%の増、衛生費は十和田地区環境整備事務組合負担金などの増により16.2%の増、教育費は、百石中学校構造改築事業の終了などにより41.3%の減となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、歳入歳出決算書事項別明細書により行います。</p> <p>歳入歳出決算のうち、歳入についての質疑を行います。</p>
--------------	--

	<p>第1款町税から第12款交通安全対策特別交付金までについての質疑を受けます。</p> <p>ページ15ページから19ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>西館芳信委員。</p>
西館芳信委員	<p>西館です。</p> <p>これ見て、町税の中に多分ふるさと納税入ってくると思うんですが、この中でふるさと納税の分というか、全部差引教えてほしいんですけども。町税のところではふるさと納税について聞くのはだめなのかな。どこも項目ないから、ここで聞くのが私は妥当かと思って……</p>
平野委員長	<p>政策推進課長。</p>
政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、西館委員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>ふるさと納税につきましては、ふるさと納税というふうに通称で呼んでおりますが、ふるさと応援寄附金という名称となっております、18款の寄附金のほうになります以上です。</p>
平野委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>檜山委員。</p>
檜山 忠委員	<p>ちょっと聞きたいんですけども、主要施策のほうの8ページなんですが、地方交付税の中の合併算定替需要額ですか、これ平成30年から比べて2,900万円ですか、少なくなっているんですけども、これは何か前にも話聞いたような気がするんですけども、これはずっと金額が少なくなっていくというふうなことなんでしょうか。</p> <p>いつで終わるとかというふうな、それがあっていいんでしょうか。</p>
平野委員長 財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>地方交付税の合併算定替需要額についてのご質問ですね。平成30年度と令和元年度と比較しますと、ご指摘のとおり、2,900万円余り減額するとしている状況になっております。</p> <p>確かに以前説明、ドームに関連した部分で財政状況で説明を昨年したことがあ</p>

<p>平野委員長</p>	<p>ります。</p> <p>合併算定替というのは、旧2町で算定したときと、あとおいらせ町1町分で需要額を算定したときの差額を合併した町村に期限つきで交付するというものがあります。</p> <p>そして、その合併の優遇措置とするものでございますけれども、これは段階的終了を、段階的に縮減していくという、今過程にありまして、終了は今年度で終わる予定になっております。</p> <p>ですので、合併算定替需要額という合併の優遇措置については、今年で終わりで、来年からはそれがゼロになるということでございます。以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>松林委員。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>15ページ、町たばこ税が毎年減額していると思っていましたけれども、今会計管理者の話によりますと、たばこ税300万円余り増えております。役場も敷地内も全面撤去、もうできません。にも関わらず、何でこの背景がたばこ消費税が増えている要因は何なのか。</p> <p>分かれば、今年度途中までたばこ税が上限は分かりましたらお願いします。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>松林委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>たばこ税に関しましては、委員ご指摘のとおり、数量のほうは年々減ってきております。過去に平成30年のときに段階的に税率を上げていくということで、紙巻きたばこ、あと電子たばこ、それと今年の春の町税の改正のときにお話ししたと思うんですけども、葉巻たばこという形で、リトルシュガーという形で、今細かい葉巻たばこが販売が好調になってきています。それにつきましては、地方税がこれまで入っていなかったことに対して今後2段階に分けて町税分も含めて税率がかかってくるという形になっておりましたので、それぞれ段階的な部分で額が減らない形の国のほうの政策で現在に至っている形になっております。</p> <p>あと、新聞報道にもありますけれども、10月1日で紙巻きたばこ、あと電子たばこ等も値上がりする形となっております。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>松林委員。</p>

松林義光委員	<p>たばこを吸う方は、本数は減っているけれども、葉たばことか、いろいろな要素があつて、今後ともたばこ税は増えていくと、増えていく可能性は十分あり得ると。</p> <p>北部のほうは人口が毎年のように増えております。そういうこともあつて、消費税が増えているのかどうか分かりませんが、これからも何百万円の単位で増えていく要素はあり得ると、こう理解していいのか、もう一度お伺いします。</p> <p>それから、これは、北部にもパチンコ屋が2店舗ですか。ジャスコのそばにもあつたような気がしますけれども、そこで販売しているのは、町にたばこ消費税として入ってくるのかどうかお伺いします。</p>
平野委員長	税務課長。
税務課長 (福田輝雄君)	<p>委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>どんどん上がっていくという形では認識しておりません。本数は減ってきておりますので、この名義によって金額が維持されるという形で把握しております。</p> <p>あと、パチンコ店に関してどのぐらいとか、あるから増えているという形の内容につきましては、それぞれの小売店から税収を頂いている形ではなくて、卸売元のJTさん等々の卸売元のほうから税収を頂いている形になっておりますので、どれぐらいどの店舗からという形の割合は、私たちのところではつかめないところになっております。</p> <p>ただし、そういう大型店舗が増えることによって、本数の販売、卸本数等が増えますので、そこで税収が上がることは考えられます。以上です。</p>
平野委員長	松林委員。
松林義光委員	<p>もう一度確認です。</p> <p>大型、パチンコ店の自動販売機でたばこを売っているんですけども、私はパチンコ屋はちょっと分かりませんが、パチンコ店の売ったたばこは、町に今入ってくるような話と聞いたけれども、入ってくると。もう少し分かりやすくもう一度お伺いしたいんですけども、お願いします。</p>
平野委員長	税務課長。
税務課長 (福田輝雄君)	<p>はっきりお話をすると、どの程度どういう形になるのか分からないというのが正直なところです。</p>

	<p>ただ、おいらせ町にある販売を販売している店舗に卸した分がこのくらいありますよということで、先ほど言った日本たばこ販売、JTさんのほうからおいらせ町分は何本あって、税額は幾らですよという形で毎月入ってくる形になっておりますので、その内訳までは分からない形になっております。</p> <p>ですので、今お話があるパチンコ店内の販売の部分も入ってくるのかと言われると、私たちは入ってきているという認識でおります。以上です。</p>
平野委員長	<p>ほかにございませんか。田中委員。</p>
田中正一委員	<p>私も松林委員が今言われたたばこ税、私もちょっと聞きたいなと思っておりますけれども、たばこ税、今課長から答弁したのは、ジャスコにおいても同じだということですよ。パチンコ屋でもあれすれば。私は、このたばこやめろ、やめてくださいということで、町民にも訴えているわけなんですけれども、そして、ここさこの予算額書いているんですよ。予算。飲んでくださいということもこれは確実なんだと、こう思って、今見ていたんですけれども、松林委員に先に言われて何とも答えようがないんですけれども、それで、令和元年度に1億9,900万円たばこ税入っているんですよ。相当の額だと思って、自分でも思っています。私も税金に貢献しているなと思っていましたけれども、ただ、町長いわく、医者料も国保も大変なんだよというふうな話も聞いているんですけれども、この1億何ぼ入るこのたばこ税、飲んで差し支えないんですけども、体には悪いということがこれは誰でも知っていることで、言っているわけですよ。</p> <p>ただ、1人の沖縄の人間にすれば、たばこはがんを消すというイメージで90まで生きている人も飲んでるわけですよ。まずね。これ余談だけれども。</p> <p>平成30年度は、1億9,600万円、だんだんに今さっき言ったように上がってきているというのは、税金の関係もあるし、様々あってこうなっているということなんですけれども、実質は減っていると。これは間違いないですよ。</p> <p>これでも私は町の財政には相当あれだなど、役立っているなと思っております。みんな町民一人一人やめて、健康に留意されてやっていけば、それはいいかもしれないけれども、やっぱり税収は税収で、取ってもらってやっていくのも私は1つのあれじゃないかなと思っております。</p> <p>何やっても1億9,000万円、2億円ですよ。1億9,900万円といえ。その金が入ってくるということは、これは私は大変いいことだと思っています。課長、やめろというほうが本当だと思うんですけれども、何とか自分の考えでもいいですから、述べていただければと思っています。</p>

平野委員長	税務課長。
税務課長 (福田輝雄君)	<p>それでは、ちょっとお話させていただきたいと思います。</p> <p>税務課長というよりも、私もたばこ吸いますので、個人的な意見になるかもしれませんが、聞いていただければと思います。</p> <p>やはり、今田中委員がおっしゃるとおり、安定した財源としてたばこ税、町のほうでは収納されている形になっていると思います。国のほうの考え方は、やはり地方のほうの安定財源を確保するために、先ほど言ったように、本数が減ると税収も減りますので、その部分を税率の引き上げということで、段階的にどんどん上げてきているというのがこのたばこ税にはなると思います。</p> <p>やはり、例えば町の中で考え場合に、税収を確保することも1つですけれども、健康維持という形でたばこをやめましょうというのも1つの政策で、両輪で走っていかねばならないところにはなっていると思っております。</p> <p>ですので、よくたばこに関わる方々がお話をするのは、共存共栄していかねばならないのかなど。ですので、よく言われている分煙というか、やはり喫煙する方はまずされない方に影響を与えないような場所でたばこを吸うということを守りながら、個人の判断で続ける方、またはやめていく方という形になっていくべきではないのかなと考えております。以上です。</p>
平野委員長	田中委員。
田中正一委員	<p>去年一昨年だったですかね、埼玉のほうに研修に行ってきたんですけども、よさこいとか、様々なあれで。役所のベランダに灰皿置くんですよ。1階、2階。そして、下の公園になっているんですけども、そこにも灰皿ありました。何でもみんなで禁煙してということを進めている、何で灰皿なんか置くんですかと言ったら、いや、置いても飲まない人は飲まない、飲む人は灰皿なくても飲むんだと。そして、そこに散らかしておく。もう飲めば足で踏んづけて。それよりは灰皿を置いたほうがいいと。町の職員も何人飲む人があるか分かりませんが、役場のベランダに置いて、職員たちが3人か4人して固まってたばこ飲んでいました。</p> <p>ですから、私は無理してやらないと、税金も約2億円納めて、灰皿の1つも、絶対だめだというのではあればあれですけども、私は置いてもいいんじゃないかなと、こう思っているんですけども、その辺は町長、どうだべ。何とか。</p>
平野委員長	町長。

<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>今のたばこ吸う人の肯定的な考えを聞きましたけれども、私はこの方またたばこ縁がなかったもので、吸う、吸わないは自分では何も言えないんですけども、ただ、吸わない人から言わせると、煙が飛んできて非常に違和感があります。ですから、やはり迷惑だな、その税金は誰も吸わない人は税金のことまでは考えていないと思いますし、そういう部分で迷惑だなと思っても、たばこ吸う人男の人が多いし、どっちかという吸わない人は女の人が多いように感じていますので、女の人、男の人に向かって、いやこの煙の臭いが嫌だからやめてくれとか、よそ行って吸ってくれとは言えないんじゃないのかなという気がしますので、吸う人はもしこれ害というのは、迷惑かけているなというような思い、心遣いをして、できるだけ人込みのないところで吸ってもらえれば、お互いさまいいのかなという気がしておりますので、その善悪のことに関しては、言えないけれども、健康づくりの方々に言わせると、たばこは害になっている。それで病気の原因の1だという話も強く言っていますので、それはおのおのの判断あるいは財政事情、懐事情で余裕のある、あるいはどうしても吸わなければもう我慢できないという人は吸えばいいし、あるいは逆に、吸わない人はその吸っている人のそば、もし煙が出てきたらできるだけ避けるようにすればいいかなと。</p> <p>ただ、世の中の趨勢としては、今新幹線でもどこでも飛行機の中でもそうですけれども、吸わないというのがやはり世の中そのものがたばこは税金とは別に、健康にもよくないとか、迷惑する方々が多いという考えでそういうふうになっているのかなという気がして、役場でもそういうふうには、学校あるいは病院、役場の敷地内でも吸わないようにしましょうということで、議員の方々、町民の方々のご理解を得て進めているわけですから、今急に税金が入るから灰皿ぐらい置けよと言っても、そう簡単には、吸う人と吸わない人の考えが違うと思うので、その辺はご理解頂きたいと思います。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>柏崎委員。</p>
<p>柏崎利信委員</p>	<p>10ページの使用料のところでもって、町営住宅の使用料でございます。平成30年度に比べて令和元年度は若干減っているわけですけども、それよりも少なくなっているのが予算現額、もともとの予算、誰がどこに入っているかというのは分かっていると思うんですが、そうすると、おのずと1年間の家賃収入というのが見込めるわけでしょうけれども、これは極端に低いような気がします。</p> <p>初めから払わない人がいるの見込んでいるものなのか、見込み違いなものなのか。その辺りがよく理解できません。</p>

<p>平野委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>令和元年度の使用料が平成30年度に比べて減っていると。これは、入居する人が少なくなったのか、町営住宅そのものが減ったのか。その辺りは、どうなっているのでしょうか。お願いします。</p> <p>柏崎委員、次、澤上委員と一緒に次にお願いします。</p> <p>一応19ページというふうなことで言っておりますので、それを超える部分については、次の質問でお願いします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>なしと認め、第1款町税から第12款交通安全対策特別交付金までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第13款分担金及び負担金から第16款県支出金までについての質疑を受けます。19ページから33ページまでとなります。</p> <p>2番澤上委員。</p>
<p>澤上 勝委員</p>	<p>2番澤上です。間違いなく21ページ、22ページ。13款負担金、その中で、まず保育料の滞納の繰越しの収入があるわけですけれども、決算で令和元年度の保育料の滞納金120万円ちょっとありますよね。この滞納の実態というのは、どうなっているのか。子供さんが2人いれば2人とも滞納なのか。それから、卒園児がずっと滞納にきているのか。その辺の実態。</p> <p>そして、たしか3人目から昼を無料で提供しているはずですから、そういう実態の中で、今滞納そのものがどうなっているのか教えていただければ。</p> <p>あと、教育費のほうの給食の滞納の分でありますけれども、今現実的な給食の徴収がないわけですけれども、その中で、令和元年度末の給食の滞納、まだ220万円あります。今年度73万6,175円、入金になったという確認でよろしいかと思っておりますけれども、昨年の期末からこの分を引いても、この金額に落ちない、多分理由があると思うので、理由を教えていただければと思います。</p> <p>それから、今柏崎委員が言った次のページの22、23、24の町営住宅の滞納ですけれども、この実態もどうなっているのか。ずっと何年も払わないできているのか。その辺の中身を教えていただければ。</p> <p>総額は五千何ぼ全体もらえるはずのがそのうちの1,500万円ぐらいの滞納になっていきますので、その部分を教えていただければと。3点です。</p>

平野委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (小向正志君)	<p>それでは、澤上 勝委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>保育料滞納繰越分の件でございますが、今年度8月21日現在未納額は、子供9名分となっております。親御さんで言いますと、保護者が7名なんですけれども、1名は町内に在住しております、7名は町外、1名は県外となっております。現在も定期的に納めていただくよう督促をしているところではありますけれども、なかなか納められていない状態となっております。</p> <p>年数についても、過去の方だけでありまして、1年から2年分の保育料が滞納となっている状態であります。以上です。</p>
平野委員長	学務課長。
学務課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、給食費の滞納についてお答えいたします。</p> <p>まず、給食費の今の滞納の実態ですけれども、今年度の3月31日現在で30世帯、46人分の滞納があります。</p> <p>それは、平成18年合併当時からのものがずっと積み重なってきて、要するに昨年度まででということになります。</p> <p>実際には、既に徴収できる期間等も過ぎているので、今後この部分は不納欠損等、実態調べて落としていかなきゃならない部分もあるかと思っておりますが、そういった状況です。</p> <p>また、昨年度と合わない理由ということですが、恐らく昨年度の滞納繰越分は、3月31日、昨年度ですね。昨年の3月31日で一旦切りますが、その後現年度分が5月31日で滞納として残ると、それと合算された金額が今回の金額なので、そこが昨年度の金額、滞納繰越分が単純にそこに来ているという金額ではないので、その分が合わない金額ということになろうかと思えます。以上です。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (泉山裕一君)	<p>町営住宅の滞納の実態という形になります。</p> <p>まず、令和元年度の実態になります。現年と滞納と2つございますが、現年のほうは、20名ほどが滞納しております。金額に関しては、約20万円弱という形で、20名で、金額も最低の方は4万円くらいから最高の方は25万円という形で、ちょっと幅広くなっております。</p> <p>滞納分のほうに関しては、21名ということで、こちらのほうは、金額が多い</p>

平野委員長	<p>形で、約1,130万円という形になっております。</p> <p>じゃ、この方の実態ってどうなっているのかというと、ほぼ同じ方々がというので認識していただいております。</p> <p>とりあえず、滞納額のほう、滞納分のほうを優先して回収しておりますので、現年のほうが滞納している方がそのまま現年のほうがそのまま滞納させるという現象も起きております。</p> <p>全部が現年のほう滞納者がというわけではございませんけれども、基本的には滞納している方が現年のほうの滞納にもなっているというのが実情になっております。以上になります。</p> <p>澤上委員。</p>
澤上 勝委員	<p>説明は分かったんですけども、監査意見書の中の5ページの収入未済額、これは年度末の残高という捉え方で私はよろしいかと思って見ていましたけれども、今聞いていると、金額的に違うような気がするので、その辺は若干違うので、後で答弁お願いします。</p> <p>あと、何回も督促出したりして苦勞していると思いますけれども、やはり今後とも時効にならないうちに徴収するように、職員の皆さんの努力ということで、前にも一般質問で隠れ財産、やはり収入なくして支出できませんので、その辺の努力を町長のほうからもよろしくお願いします。</p>
平野委員長	<p>学務課長。</p>
学務課長 (柏崎和紀君)	<p>今委員からご質問のありました件については、ちょっと今早急に調べて、後刻報告させていただきます。申し訳ございません。</p>
平野委員長	<p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>沼端委員。</p>
沼端 務委員	<p>今澤上委員、ちょっと私も確認したいこと何件か、21ページのところです。同じところです。教育費の中の分担金のところの小学校給食費負担金77万円、中学校が43万円、職員が八百八十何万円、給食センター負担金百五十何万円、これの単純な内訳というか、多分町外の人の方が入るのかなという認識で、人数が分かったら、詳細を。</p>

平野委員長	学務課長。
学務課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>今委員ご質問の、一番上の小学校、中学校給食費負担金ということだと思います。ここは、先ほどおっしゃられたとおり、町外からこちらのほうに、こちらの小学校、中学校、おいらせ町の小学校、中学校に通っている方の人数、その方の給食費分でございます。</p> <p>人数ですけれども、(発言あり)ただ、一応単価は決まっているんですが、日数とかが違うので、大体4万8,000円と5万5,000円くらいにはなるんですが、(発言あり)小学校が申し訳ありません、14人分になります。中学校が10人分というふうになります。(「職員は」の声あり)教職員が一応160名おりますので、その分ということと、給食センター費というのは、センターの職員が3名と、あと栄養士等の先生方が2人、あと、そこで働いている方が20名弱おりますので、それらを合わせて25名程度になります。その分の方々の分の給食費ということの負担金になります。以上です。</p>
平野委員長	沼端委員。
沼端 務委員	<p>今大体予想の中での人数なのかなと。学校の単純に言えば先生方のやつというのは、多少単価が高いのかなという確認も今しておくのと、さっきの澤上委員のまた別途の下のほうの滞納のほうのやつで、さっき合併年度からのこの額、徴収した額と収入未済額があるんですけれども、まず、現在町長の公約で給食費無料化進めてきて、はや3年目に入っているとは思うんですけれども、あと1年ちょっとで期限つきのやつでやっていますが、この滞納に関しては、現在こういうふうに、無償化でやっていたらなかなか新しいこの無償化にしてから滞納が出ないという確認を1点。</p> <p>無償化になってからまずもって滞納する人はないんだよと。これは本当に数年前の分のあれがあるんだよというの1点の確認ね。</p> <p>そうすることによって、やっぱりでもちゃんと職員の方々は、そういう滞納を整理するというか、回収しに行くに苦労するじゃないですか。やっぱりそういう、どのような努力して、この70万円が入っているのかというところも少し聞かせてください。</p>
平野委員長	学務課長。

<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、先生方の給食費ですが、中学校、小学校ともに同じ金額、中学校は300円、小学校は255円を頂いております。</p> <p>そしてまた、滞納の関係ですが、現在滞納、現年度分ですけれども、実際はあります。先ほど申し上げた、町外から来ている方でどうしても納められない状況にあるという方々からは、分納等していただいております。</p> <p>また、滞納の対策ということですが、毎月1回は確実になんです、夜納めに来てくださる方もいますので、相談されて。そういった方からは、その時間に残っているいろいろな現況等伺いながら徴収をしたり、そのときを利用して電話とか、様々、必要があればまたご自宅に伺って頂いてくるといった形で、給食センターの職員が頑張っているところでございます。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>沼端委員。</p>
<p>沼端 務委員</p>	<p>沼端です。担当職員、給食センターの職員が滞納いろいろやっていると。町外の滞納の現在出るのは、やっぱりそういう町外から来た人の部分というのは、やっぱり理解はいろいろな事情の方いますから、あると思います。</p> <p>そこで、今週議会中に帰ったら、学校のほうからアンケート来ましたね。学校給食センターに対する保護者の認識というか、状況というのが見て、今回のこの無償化は、令和元年から3年3月をもってという文言が付きながら、今後の町長の政策にどう期待するものなのかという部分でのアンケートだろうなと思いつながら記入はしました。</p> <p>その中で、やっぱりある程度そのアンケート重視の中で今後もしかすれば無償化をやめて、多少なりとも集める方向に行くものなのか。そのアンケートの考え方を教育長でもいいですから、ちょっと確認しておきます。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>教育長。</p>
<p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>今お話しのとおり、アンケートを実施しているところであります。その考え方として、期限付きの給食費無償化ということで、今行っているところでありますけれども、教育委員会として保護者の、つかめるのは今通っている子供たちが実際に通っている保護者の考え方を少しまとめておいて、町長のほうに提出しようかなということで、今まとめているところです。</p>

	<p>考え方としては、実際にお金がかかることですから、最終判断は当然町長のほう、町長部局のほうで判断をしてもらうことになるんですけども、前にお話ししたように、教育長としては、何とか続けてもらえないのかなという思いではいるんですが、実際にお金をかけていただいていますので、そのためにも実際、保護者の方々の気持ちをまずまとめておこうかなということで、今実施しているところです。</p> <p>各学校から教育委員会のほうにその報告が今来るところでありますけれども、後で町長のほうに提出をしておこうと思っていましたので、まだどういう形になるかはまだ今のところお話しはできません。ということですので、よろしくどうぞお願いいたします。</p>
平野委員長	<p>檜山委員。</p>
檜山 忠委員	<p>23ページから24ページの総務手数料のところなんですけど、個人番号通知カード発行手数料ということで、14万円多くなっているようでありますが、どうでしょうか。このカードの配布率がどのように現在なっているのでしょうか。</p>
平野委員長	<p>町民課長。</p>
町民課長 (澤頭則光君)	<p>ご質問は、マイナンバーカードの交付枚数になるかと思っておりますので、そちらの件数お知らせしたいと思います。令和2年8月末現在で累計枚数4,097枚となっております。以上になります。</p>
平野委員長	<p>檜山委員。</p>
檜山 忠委員	<p>4,097枚ということで、これが今度のコロナの問題での寄附金の関係、10万円の寄附ですか、それにどのように生かされていますか。</p> <p>ほとんどの郵便物での連絡を取っての支給であったろうと思っておりますけれども、本来であれば、このカードを利用してのそれを国としてはやりたいというふうなことのそれであったが、そのとおりにはいかなかったというふうな状況ですが、まずは、そのコロナでの10万円を支給するに当たって、どういう形でやったのか。それを教えてください。</p>
平野委員長	<p>政策推進課長。</p>

<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>1人10万円寄附した特別定額給付金の交付に当たりましては、申請に当たりましては、通常の郵送での申請に関しましては、5月の15日ぐらいに各ご家庭に申請書のほうが届いたかと思いますが、オンライン、マイナンバーカードをもっている方のオンラインにつきましては、5月2日から受付が開始できるように準備を整えておりました。</p> <p>そういうことで、カードをお持ちで、オンラインでやれる方につきましては、2週間前から申請を受付できるというような体制となっております、その支給のほうも早く行っております。</p> <p>オンラインによる申請者もおりましたが、ちょっと数字を（「いや、課長いい」の声あり）はい、オンラインによる申請は、2週間早く受付ができることができました。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>榎山委員。</p>
<p>榎山 忠委員</p>	<p>恐らくオンラインで支給したのは幾らもないんじゃないかなと思います。</p> <p>将来このカードをどういうふうな形で町民に100%カードをもってもらえるような、そういうふうになってもらえればいいんでしょうけれども、大体目標をある程度決めて、しっかりしたカードの取得をしていただくというふうなことにしなければ、これまた今のコロナが収まるとまた関心が薄れていくような感じもするし、4,000か幾らでは最低でも1万5,000くらいまでカードを持つようなそれでないと、これ活用できないんじゃないかなと思いますけれども、それに対する対策的なものがあったら教えていただけますか。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>町民課長。</p>
<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>では、榎山委員の今の質問にお答えいたします。</p> <p>先ほど寄附金で絡んでどのくらいマイナンバーカードがちょっと増えたかというのがおおむねであります、ちょっとつかめている数字、まずお知らせしたいと思います。</p> <p>昨年12月くらいから実は給付枚数というのが増え始めております。自然にちょっと増えている状況が少し見え隠れしておりました。その頃からですね。特別定額給付金が始まるということで、約それまで100枚程度で推移しているのが50枚ぐらい、やっぱり上回って、月約150枚程度その4、5、6月、増加、150枚程度で推移しております。</p>

	<p>さらに、マイナポイントと、今CMで広報しているかと思います。そういうふうな効果もあって、現在8月になりましたら、実は239枚と、また大幅に増加した状況になっております。</p> <p>一応政府のほうでそういうふうな形で、マイナンバーカードを利用した上で普及作戦を今している最中でありますので、その効果でもって毎月ごとに伸びているという状況になっています。</p> <p>今後の町の姿勢なんですけれども、町といたしましても枚数を伸ばしていきたいと考えているところです。</p> <p>例えば国民健康保険のほうの手續の関係にマイナンバーカードの交付を促すような通知等を入れていきたいとも考えております。</p> <p>というのが平成3年3月からマイナンバーカードが国民健康保険に代わるものとして活用ができるようになることになっております。それに向けて、ちょっと準備を少し進めていきたいとも考えておりますので、さらに交付枚数が伸びていくと考えております。</p> <p>今約180枚程度、月平均180枚から200枚程度で伸びていますが、このスピードで交付枚数が進みますと、おおむね8年程度で全町民に行き渡る計算で見込んでいるところであります。以上になります。</p>
平野委員長	町民課長、さっきの「平成3年3月」と言っているけれども、「令和3年」の間違いじゃない。
町民課長 (澤頭則光君)	<p>大変失礼しました。</p> <p>お話の中で、マイナンバーカードが国民健康保険として使われる日付、「平成3年」とちょっと話したようですが、正確には「令和3年3月」になります。おわびして訂正いたします。</p>
平野委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>学務課長。</p>
学務課長 (柏崎和紀君)	<p>大変申し訳ございません。先ほど澤上 勝委員のほうからご質問がありました、意見書の5ページの学校給食費の、多分元年度の未済額とこちらにある決算書の22ページの滞納繰越分の未済額の金額が違うという指摘だと思いますが、こちらの5ページのほうは、この218万4,931円に先ほど申しました元年度分のその上に数字がありますが、9万5,630円、この金額を足した金額が掲載されているものでございます。</p>

<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>ですので、若干この部分の数値とは異なっておりますが、最終的にはこの5ページのほうが今年度の滞納繰越分ということになります。以上でございます。</p> <p>ほかにご覧いませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>なしと認め、第13款から第16款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第17款財産収入から第22款町債までの質疑を行います。33ページから46ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>松林委員。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>じゃ、休憩しませんから質問します。</p> <p>34ページの国勢調査委託金で、額は11万4,000円ありますけれども、一般質問で西館議員が外国人の就労者はおいらせ町民ですかという話をしましたら、答弁はおいらせ町民であります。265名ですか、外国人がおりますという話です。</p> <p>これは、そういう方々も今年は国勢調査の年であります。該当するのかどうかお伺いします。</p> <p>この方々もおいらせ町民であるし、住所も登録をしていると、このように理解して、そして、人口集計にこの265名、括弧書きできているような気がしますけれども、この方々も人口集計に含まれているのかどうかお伺いいたします。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは松林委員の国勢調査の件についてお答えをいたしたいと思います。</p> <p>ご指摘のとおり、外国人登録をされている住民につきましては、今回の国勢調査の対象となっております。</p> <p>ただし、三沢米軍基地のほうの軍人、それから軍属の方につきましては、対象から除かれるというようなことになっております。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>町民課長。</p>
<p>町民課長</p>	<p>外国人ですが、住民登録、住民票を取得しております。以上になります。</p>

(澤頭則光君) 平野委員長	いやいや、括弧書きで掲示している部分についても質問あるから、それはちゃんと説明したほうがいいよ。内書きか何かちゃんと説明しなさい。 町民課長。
町民課長 (澤頭則光君)	すみません。失礼しました。 皆様にお知らせしている住民登録二万五千二百数十名という数字があると思いますが、その中身は、外国人登録、外国人の方も入っている数字となっております。以上になります。
平野委員長	松林委員。
松林義光委員	今265名ですか、の方々もおいらせ町民であり、住民登録をしておりますということでもあります。 この国勢調査、人口割とか面積とか、いろいろ要素があると思いますが、この方は、外国人も国勢調査終わった結果、交付税ですか、その算定に含まれて、いささかでもプラス要素があるのかどうかお伺いいたします。
平野委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	お答えします。 外国人登録をした方も国勢調査人口というふうに合計されますと、当然普通交付税の算定基礎になります。 したがって、外国人登録増えれば増えるほど、もちろん交付税のほうも増えていくということになります。以上です。
平野委員長	松林委員。
松林義光委員	外国人就労者二百何名、この国勢調査、これはスムーズにいくものですか。お伺いいたします。
平野委員長	政策推進課長。
政策推進課長	お答えをしたいと思います。

<p>(柏崎勝徳君)</p>	<p>ただいま国勢調査のほう、調査員のほうが次第に活動を始めました。行った先が外国人の方であって、もし言葉がなかなか通じないというような状況であれば、他国語の紙といますか、その説明するものを持っていくような形で、対応して、2回目に訪問するというような形になりますけれども、もしそれでもなかなか難しいようであれば、役場のほうにその旨ご相談頂ければ、先日出ましたポケットークですか、例えば通訳する器械などを持って、今度は何って、調査をお願いするというような体制でやっていきたいというふうに考えております。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>ほかにございませんか。 西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>1点だけ、36ページ、先ほど町税でもいいのではないかとあって質問したんですが、はっきりと寄附金ということで、寄附金ということで、ふるさと応援寄附金ということで設けられているということで、ふるさと応援寄附金につきましては、2,383万9,000円の歳入があったということで、職員の皆さん一生懸命頑張っているなという感じをまず第1に受けます。</p> <p>ただ、1年ぐらい前にこれに関して質問しました。実際は、じゃ例えばこの業者関わっている業者だとか、あるいは中間に入っている、その人も業者ですね。とか、ネットを通じて業者だとか、何よりも本来応援基金をすることによって我が町に入ってくる、我が町の町民の町税がほかに流れているというふうなことを考えて、差引きは幾らですかと。幾ら収入がありますかと言ったら、あのときは、たしか16万円だか18万円と言ったんですよ。</p> <p>それだったら、労して実りなし。こういうのを政府でやらせているということは、ただただ各自治体に苦勞させて、泉佐野市辺りはそれなりにうまくやっているのかもしれないけれども、半分以上の自治体でただただ苦勞しているんじゃないかというふうに思いました。</p> <p>ですから、まず、体制がこれに関して何人ぐらいの体制で、そして、この二千三百何ぼの中でどれぐらい最終的に我が町の収入があったのか。それを聞かせてください。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、西館委員のご質問にお答えをいたします。 まず、課の職員体制でございますけれども、担当者が1名で対応しております。</p>

<p>平野委員長</p>	<p>それから、最終的な収入は幾らかということでのお問い合わせでございますが、寄附金額は、こちらに明示してありますとおり、2,383万9,000円でございます。</p> <p>これに対しまして、お礼品が約670万円、それから、お礼品を送るための送料が大体172万円、あと、さとふるとかふるさとチョイスなどの使用料として大体258万5,000円ぐらいと。その他も含めまして、ふるさと納税に関する経費につきましては、1,105万5,000円ぐらいかかっております。</p> <p>そういう意味で、差引きをいたしますと、千二百何十万円というところの寄附のほうが多いというような状況ではございますが、この後そのほかに先ほどご指摘のとおり、寄附を他の自治体のほうにしている町民がいれば、その分が流出していくということでございますので、その分も差し引かなければなりませんけれども、その金額については、ちょっと税務課のほうで答弁をいたします。以上です。</p> <p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課のほうにつきましては、元年度中の寄附になりますので、令和2年度の町税等の控除になります。</p> <p>控除額につきましては、人数で274名の方がおいらせ町の方で他の都道府県、市町村のほうに寄附していると。控除額の合計になりますけれども、822万円となります。以上です。</p>
<p>平野委員長</p> <p>西館芳信委員</p>	<p>西館委員。</p> <p>そうしますと、最終的に400万円切れるというふうな収入、1人体制という人件費、そしてなおかつ、いろいろな形で人件費等かかっているというふうなことを考えて、プラスマイナスどうなのかなというふうに考えますけれども、まず、じゃ、これは県内では2,300万円というのは、県内では何番目ぐらいだということをまず1つ。</p> <p>それから、これは、こういうふうなことであれば、泉佐野市とは逆に、あそこは除外されて訴えたけれども、除外されたいと。もうこれにはかからないというふうなことを我が町が名乗れば、ほかのほうも続々出てくるような気もしないではないというふうに思うんだけど、法律的に考えて、どうでしょうか。おらこれやめたと。町民の皆さんどうぞ理解してくださいというふうなことで、その可能性というのは考えられるものですか。どうでしょうか。</p>

平野委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>まず、おいらせ町の寄附額が県内で何番目かというようなご質問でしたが、ちょっと今手元に資料がございませんので、調べて後刻報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>それから、町がこのふるさと納税をやらないという決定をできないのかということでのご質問ですが、それは自治体に任せられていることですので、やらないという判断もできるというのは、もちろんそのとおりでございますが、仮にやらなかった場合は、先ほど税務課長のほうから説明のありました他の自治体のほうに流出していくお金822万円が純粹にマイナスになってしまうというようなこともあります。</p> <p>ふるさと納税で寄附を頂いていろいろお礼品を返して、それで減額はされていくんですけども、それでも若干プラスの状況でございますので、このまま継続していくのがいいのではないかなというふうには思っております。以上です。</p>
平野委員長	西館委員。
西館芳信委員	<p>確認ですけれども、自治体としての意思統一できて外れますということで、町内で決定、庁舎の中で決定はしても、町民の意思は縛ることができないから、その八百何ぼは流出していくというふうなことで、差し引きはやっていったほうが仕方あるなしに関わらず、いかざるを得ないという状況だと。はい、分かりました。ありがとうございます。</p>
平野委員長 (委員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
平野委員長	<p>なしと認め、第17款から第22款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で歳入についての質疑を終わります。</p> <p>ここで、11時30分まで休憩をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時16分)</p>
平野委員長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時29分)</p>
平野委員長	政策推進課長。

<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>委員長のお許しを得て、先ほどの西館委員への質問にお答えをしたいと思いません。</p> <p>ふるさと納税の県内のランキングでございますが、平成30年度の結果になりますけれども、県内で23位ということございました。その場で答弁できずに、大変申し訳ございませんでした。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第2款総務費までについての質疑を受けます。</p> <p>49ページから77ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>72ページの戸籍住民基本台帳ということで、その最後に個人番号カードということで出ていますけれども、342万6,000円が計上されているということで、これの個人番号カードの利用状況、さっき四千何ぼというふうな数字が出ましたけれども、これに対して、外国人何人ぐらいこの個人番号カードを受け取っているかということをお尋ねします。</p> <p>さっき松林委員からの話もありましたけれども、当局のほうの答弁もやっぱり、いや、ちゃんとした住民ですよと。もう住民票請求されれば、住民票は出ますし、それから、例えばコロナの特定給付金20万円も受け取っていますよというふうな答えも付して答弁してくれば、ああ、なるほど日本人と同等に全く町民と同等に扱われている、扱わなければならない存在だというのが明白になると思いますけれども、それは別として、個人番号カード、外国人何人受給しているかということをお願いします。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>町民課長。</p>
<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>ただいま西館委員の質問にお答えいたします。</p> <p>たびたび大変申し訳ありません。外国人を分けた数整理しておりませんので、こちら後刻整理して報告させていただきたいと思えます。すみません。よろしくをお願いします。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>澤上委員。</p>

<p>澤上 勝委員</p>	<p>61、62の2款企画費の中の13委託料、公共交通見直し支援業務委託料ですけれども、五百何ぼ支出されております。これはもう完全に終わったのか。</p> <p>あと、たしかコロナで追加したような気がしますので、その辺の状況をお願いします。</p> <p>それから、63、64の町活性化対策費の13の委託料、広報配布業務委託料、多分これは今シルバーのほうにやっているといます。1部幾らで委託しているのか。総世帯幾らになっているのか教えていただきたいと。</p> <p>続いて、65、66ページの洋光台団地の分譲促進の中の負担金及び補助の交付の中の洋光台の定住促進の助成金四百幾ら出ておりますけれども、この中身をお願いします。</p> <p>あともう一つ、次の67、68の6款の定住促進対策費の中の13の委託費、上十三の婚活支援四十幾らあります。それから、19番のおいらせの婚活の27万円、その辺の説明をお願いします。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>64ページの町活性化対策費の13節委託料、広報配布業務委託料の関係です。まず、1件辺りの単価であります。これはこちらのほうは、シルバー人材センターのほうに委託をしております。</p> <p>1世帯の単価60円でございます。世帯数につきましては、その月ごとの実世帯によって、実世帯としてお配りしておりますので、月によってばらつきがありますが、1年を通して約2万8,000世帯ということになってございます。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>澤上委員の質問にお答えをいたします。</p> <p>まずは、62ページの公共交通見直し支援業務委託料の件でございますけれども、令和元年度に新たな公共交通の検討に向けて実態把握あるいは今後の公共交通の在り方についての調査検討ということで、業者のほうに委託をいたしまして、実施したものでございます。</p> <p>これにつきましては、令和元年度中に結果の報告等を頂いて完了しているところでございます。</p>

<p>平野委員長</p> <p>澤上 勝委員</p>	<p>それから続きまして、洋光台の定住促進助成金484万7,000円の件でございますけれども、こちらにつきましては、洋光台の分譲促進を図るために土地を購入して、その土地に住宅を新築した方に対して坪4万円、東日本大震災の被災者につきましては、6万円を助成するという制度でございます。</p> <p>今回の方につきましては、令和元年9月に住宅を新築された方で、被災者の方でございました。ということで、坪6万円の助成ということでしているところでございます。</p> <p>上十三・十和田湖広域定住自立圏の結婚支援事業の委託料でございますけれども、これにつきましては、上十三・十和田湖広域定住自立圏のほうで実施している結婚支援の事業に対しまして、構成市町村がそれぞれで業者と委託を結ぶ形で、同じ事業を一緒にするんですが、結ぶ形で実施したものでございます。</p> <p>まず、移住のPRのためのウェブの記事の更新、それから、ポスターを作成いたしました。それから、移住相談交流会ということで、東京のほうで東京の方との移住の相談会などを行っております。</p> <p>それから、婚活のための広告物の作成ということで、婚活をPRする紙製のコースターなどを作っております。</p> <p>それから、結婚出張相談会ということで、イオンモール下田のほうで魅力アップのための相談会などを実施したところでございます。</p> <p>それから、最後になりますが、婚活イベントの実行委員会の補助金でございますけれども、町の婚活イベント実行委員会のほうに補助金を交付したものでございまして、令和元年度につきましては、実行委員会のほうで4回の婚活イベントを行っているところでございます。</p> <p>こちらについては、交付した補助金につきましては、ポスターの作成とか、宣伝広告ということで、事務費のほうに充当しております、イベントの、例えば食料費とか、そういうのには充当しておりません。以上でございます。</p> <p>澤上委員。</p> <p>一つ一つもう一回聞き直します。</p> <p>交通の見直しは終わったということですから、その結果の報告書はまだ出ていないと記憶をするんですけれども、これから何らかの形で報告されるということでしょうか。</p> <p>そして、今の、今日あまり時間ないから、簡単でいいですから、どういう見直しになる見通しなのか、もし答弁できたらお願いします。</p> <p>次の広報のやつでありますけれども、2,800世帯と言いました。2万8,</p>
----------------------------	--

	<p>000人、失礼しました。住所のあれを見ると、まだ8月いっぱいでは1万510世帯なんですよ。そのずれはどこにあるのか。</p> <p>あと、洋光台の定住促進は、被災された方ということですから。土地は購入しなかったという解釈でいいのか。収入になかったから、私ちょっとここ疑問に思って質問しましたので、その中身をもう一度。</p> <p>あと、婚活については、いろいろな努力をしていると思うんですけども、その結果は何ぼか出ているものでしょうか。以上です。</p>
平野委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>それでは、再質問のほうにお答えいたします。</p> <p>広報配布業務委託の配布世帯の関係でございます。ちょうど決算報告書、主要施策の成果の39ページのところにもちょっと解説、理由みたいものを書いてありますが、ちょうど⑥番のところでございます。行政推進制度見直しを昨年度からやっております。このときに、町内会側、行政区側の選択方法を取っております。要は直接行政推進側のほうでやるのか町のほうでの委託業者でやるのかということで、選択性を取っております。</p> <p>よって、昨年度については、町のほうの委託業者をお願いしたいという、12地区ですね。12行政区、こちらのほうに書いてありますが、ここの対象となる行政区のみについて、町のほうから委託をして配布しておりますので、全町民のときの世帯数とは合わないということをご理解をお願いいたします。</p>
平野委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、お答えをしたいと思います。</p> <p>まず、公共交通見直しにつきましては、委託の結果といたしましては、今の町民バスを中心とする公共交通について、全般的に精査をしていただいて、一応結果は出してもらいました。</p> <p>1つには、まず、路線バス、十鉄が路線バスを走らせております。そのほかに町民バス、もちろんやっているんですが、その路線バス、町内走っている区間の金額と町民バスは200円で設定しておりますので、その金額に差があるといをところを何とか町民、路線バスについても町内を走っている区間だけは200円にしてもらうようにしたほうがいいんじゃないかというような提案がまず1つです。</p> <p>それからあと、もう一つ、東線と言いまして、海岸線を縦に走っているバスが</p>

あるんですが、こちらについては、町民バスも走っているんですが、そのほかにも路線バス、三沢・百石線というバスも走ってまして、そこが重複していると。そこについては、町の町民バスのほうちょっと整理したほうがいいんじゃないかと。コストが下がりますので、そういうことで整理したほうがいいんじゃないかということと、あともう一つ大きいのが、南線ということで、本村地区からずっとイオンのほうまで走っている路線があるんですが、そこについては、利用率があまりよくないという結果が出されてきて、そこについては、思い切り大なたを振って、その路線を廃止して、代わりにデマンド交通、空白になりますので、デマンド交通を導入したらどうかというような提案、大きくはその3つの提案を頂きました。

その中身については、今ちょっとコロナの影響でなかなか進めてはいけなかったんですが、今精査をしている段階でございます。

これについて、もう少し精査をした後に、機会を見て報告などをさせていただければなというふうに思っております。

それから、洋光台の定住促進につきましては、たしか収入のほうがなかったというようなご質問だったように受け止めたんですが、こちらについては、事業団のほうで分譲をしておりますので、収入は事業団のほうに入る形になります。よろしいですか。

それから、婚活の成果はということにつきましては、婚活の実行委員会のほうで昨年4回の婚活イベントをやっておりますが、男女合わせて152人の方が婚活イベントのほうには参加をしております。

その中で、カップルになったのが14組ということでございます。

ただ、その後にその方々が結婚に結びついたのかどうかということに関しましては、一応教えてほしいということをお願いしておりますけれども、個人のプライバシーということもあったりして、なかなかその後結婚に結びついたかどうかというところまではちょっと把握できていない状況であります。以上です。

平野委員長

澤上委員。

澤上 勝委員

交通体系の見直し、料金を固定のバスと合わせるとか、デマンド、本村方面にですかということですが、やはりそれだけでは、多分住民の方々は満足する状況には私はないと思うし、せっかく五百何十万円かけてそういう結果しか出ないのかなと、残念に思っているんですけども、要するに、私が思うには、本数が走らなければある程度収入を満足させられないのかなと。私一人の考えですけども、その辺も踏まえて、やはり多分報告会をやるのはやってもいいんですけど

	<p>れども、そういう要望は強くなるのではないでしようと思っっているし、あと、前にも言ったけれども、それに関わる、利用する方々も参画してこういう見直しの、今の結果だという結論なのか、その辺ももう一度お願いします。</p> <p>それから、広報の配布の枚数、今おいらせ町の世帯は1万ちょっとなんですよね。課長。2万8,000に配ったって言わなかった。1年間を通してという意味か。それなら分かるけれども、1か月だったら違うから、ちょっと分かりました。今。</p> <p>あと、婚活の問題も毎年毎年それなりの費用かけて、今プライバシーの問題だからあまり結果は言えないということですけども、ある程度やっぱり結果が出ているということで、今後ともやはりその分の費用をかけてから、その分の結果も出せるように努力させていただければと要望しておきます。以上。</p>
平野委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>広報配布の世帯数のところ、ちょっと説明が足らなくて申し訳ございません。委員おっしゃるとおり、町の世帯数は1万ちょっとございます。</p> <p>先ほどの答弁の中で、2万8,000世帯ということでお話ししました。この2万8,000世帯は、1年間を通しての延べの世帯数になります。</p> <p>それから、1年間の交付業務委託料が168万4,260円ですので、60円の単価で割ると、2万8,071世帯、これが1年間になります。12で割ると大体2,300ぐらい。ですから、月その対象12月に対して2,300世帯に広報を配ったということでご理解お願いします。以上です。</p>
平野委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、お答えをしたいと思います。</p> <p>まず、町民バスの見直しの件でございますが、澤上委員ご指摘のその本数を増やさないとという、住民が満足しないのではないかとということにつきましては、確かにそのとおりにかなというふうには思っておりますが、本数を増やすということは、バスにかかるコストと申しますか、委託料がどんどんかさんでいくということでございますので、それに関しましては、先ほど申しましたとおり、デマンド交通、そちらについてもどこまで、先ほどは本村という話をしましたが、範囲をどこまで広げてデマンド化していくのかなど、それらについて、今精査をしているところでございます。</p> <p>あと、今回の見直しに関して、関係者が入ったのかというようなご指摘ござ</p>

<p>平野委員長</p>	<p>いましたが、今回の委託に関しましては、業者のほうが出してきたものでございまして、これについて、当方で精査をして、それに関しては、関係者も入ったり、あるいは住民説明会などを行ったりしながら、最終的な決定をしていきたいということと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。</p>
<p>沼端 務委員</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>沼端委員。</p> <p>沼端です。</p> <p>64ページ、14節使用料及び賃借料のLED街灯の借り上げ料の1,300万円、これのおいらせ町LED化して、たしかもう何年になるのかなという、こき1,300万円の借り上げ料の、ちょっと詳細。これは、当時事業でやって、全町LED化にするという、レンタル10年の償還とはまた別なのかなという部分と、あと、もしその償還のやつだったら、あと何年残っているのかなという部分。</p> <p>それとあわせて、町のこのLED化にして、電気料の使用料というか、あれがLED化すると半減というか、何分の1くらいになるとかという聞いて、たしかこの事業やったような記憶がありまして、その効果が電気料のかからない効果がいかほどになるか、もし分かったら教えてください。</p>
<p>平野委員長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>LEDの街路灯借り上げ料のことについてご質問頂きました。</p> <p>このLED街路灯の整備事業につきましては、平成28年度に行っております。町内全域の街路灯をLED化にして、リースそのものは、平成29年1月1日から令和8年12月末まででございます。</p> <p>月々のリース料が109万800円掛ける12で、年間1,308万9,600円ということになります。</p> <p>月額109万800円を令和8年12月末まで払い続けるという形になります。</p> <p>それから、効果というか、電気料の削減のことでございます。従前に比べて半分くらい減ってございます。詳しく言いますと、従来約2,000万円ぐらいかかっていたものが1,000万円ぐらいに減ってございます。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>沼端委員。</p>

<p>沼端 務委員</p>	<p>沼端です。</p> <p>これは、リースの事業のやつで1,300万円の令和8年までやるというやつ、分かりました。</p> <p>電気料も半分になると。</p> <p>当時のこれ平成29年からスタートして、10年というわけで令和8年ということですよ。その間の契約内容というか、いろいろメンテナンスの部分もたしかこの10年間は無償だったのかという部分と、あと、今ちょっとうちのほうの百石地区の本町地区の街路灯というか、商業灯ですか、あれ、ほとんどついていないというの目に見えるなというのと、あと、例えば電気料に関しても、うちのほうの町内でもたまたま電気の不具合があって、つかなくなったりとなれば、そう簡単にLEDのよさというのは、球も切れないというか、寿命が長いというのよさもあったりして、たしかそこら辺のあれも無償になるのか。この期間中であれば、契約会社との兼ね合いがあるものなのか、その確認をちょっとしたいと思います。</p> <p>あと、町のほうの商業灯というか、あれはどういう状況で今あなっているのか。原因が分かっていたらよろしくをお願いします。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>街路灯のことについてお答えをいたします。</p> <p>まず、電気料のところ、詳しい数値見つけましたので、お答えをいたします。</p> <p>平成27年度の決算額で街路灯の電気料2,380万円くらいだったものがそれ以降は、年度によってばらつきがありますが、1,050万円のときもあれば、1,140万円のときもあったりということで、約半分に減っている状況でございます。</p> <p>それから、契約上の故障の関係でございますが、委員おっしゃるとおり、リース期間の中の故障については、基本リース会社のほうの負担で直すこととなりますが、故障のときの要因によって、原因負担が分かれます。機材そのもの、灯具というんですか、あと電球そのものの不具合であれば、リース会社の負担で直すこととなりますが、それ以外のものですね、例えば商業灯の場合で言いますと、球の交換だけいたしましたので、灯具そのものはもとの町のものでございました。となると、今回の球切れの原因が球そのものの不良品であれば、メーカー、リース会社のほうの負担で直すこととなりますが、構造そのもの、灯具そのものの故障が原因で不具合が起きている場合は、町負担という形になりますので、一</p>

	<p>律そのリース会社のほうの負担となるわけではなくて、その故障したときの要因、要因に応じてどちらが負担するかというのが分かれることになります。</p> <p>こちらのほうは、契約書の中にも明記されております。</p> <p>それから、町内にあるLED街灯全てがその契約の中で賄っているかといえ、そういうものでもございません。もともと町が設置したのもございます。それから、東北電力等からの寄贈によってつけたものもございます。そういったものは、リースとは関係なく、町が整備したものでございますので、そういうものは、町の責任においてやることになります。</p> <p>それから、商業灯の関係でございます。本町地区の商業灯ですね。以前議会の中でもご質問等頂いておりました。不具合が起きて、ほぼ8割、9割が消えてしまうということで、地域の方々に非常にご迷惑、ご心配をかけていたものでございますが、このたび早急に対応すべく、LED電球そのものが湿気とか水分に弱いという性質があるんですが、それらに強い電球を見つけまして、それに交換することによって、今工事を進めておりまして、8月の下旬から球交換の工事を始めておりまして、今週中にほぼ全部が復旧するような形になってございます。</p> <p>関係する予算につきましても、リースで対応するというので、9月補正予算のほうに計上させていただいております。</p> <p>恐らく今週中に全て復旧して、元どおりの明るい町になっているものと思っております。以上です。</p>
平野委員長	沼端委員。
沼端 務委員	<p>分かりました。</p> <p>町のほうの商業灯のやつは、リース会社のほうでやるということですよ。町じゃなく、そういう、今の答弁だったというふうに認識したけれども、町は、商業灯に関しては、現実今の修理、湿気に強い電球を取り替えたというあれは、町ですか。単純に町ですか。それともリース会社ですかというのが1点。</p> <p>それと、ここ今数年このリース事業でやっていて、その今のさっきの修繕に関して、どちらの割合が多いですか。町が多いですか。</p> <p>例えば、今の私のほう分かります。街路灯、その町のものだったり、これは町内が負担するものだったりという、よく聞きます。その割合はどうですか。件数ありますか、いっぱい、今。その実態の必ず、じゃこれ故障した、球切れたというのの実態の中で、どちらが割合的に多い代物ですか。そこだけ確認します。</p>
平野委員長	まちづくり防災課長。

<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まず、商業灯の不具合のことについてご説明をいたします。</p> <p>商業灯の不具合の対応につきましては、町のほうの対応で、今回修理をいたしました。</p> <p>商業灯のLED化につきましては、各地区にある街路灯のように、灯具と球を一体で替えるパターンではなくて、もともと既存の商業灯の灯具をそのままで電球の球だけを交換する形を取りました。球だけの交換で商業灯やりました。</p> <p>その結果、先ほどもちょっと触れましたが、LED電球そのものが外で使うことを特に想定していない、水分とか湿気に非常に弱いという特質を持っておりますので、商業灯の場合は、ほぼ雨ざらしの風にすぐ当たるような状態でつけられておりますので、それらが要因で消えてきた可能性が高いということで、となりますと、先ほども言ったとおり、球の不良品であれば、メーカーの負担で直すこととなりますが、灯具のほうも原因があるということで、非常に対応が難しいところもありましたので、町のほうで責任を持って直したということになります。</p> <p>それから、故障した場合の町とそれから、リース会社の数のところですが、すみません。正しい数値、今把握してございませんで、後ほど報告したいと思っております。以上です。</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>なしと認め、第1款から第2款までについての質疑を終わります。</p> <p>昼食のため、13時30分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後12時02分)</p>
<p>平野委員長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 1時29分)</p>
<p>平野委員長</p>	<p>ここで、町民課長より西館芳信委員からの質疑について答弁したいとの申入れがありましたので、これを許します。</p> <p>町民課長。</p>
<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>委員長のお許しを得て、先ほどの西館委員の質問にお答えします。</p> <p>外国人へのマイナンバーカード交付枚数という質問でしたが、外国人への8月末現在交付枚数は40枚となっております。外国人人口に対しての割合としては約15%となります。日本人のみですと約16.2%となっておりますので、日本人とさほど変わらない状況となっております。</p>

<p>平野委員長</p>	<p>その場で答えられず、大変申し訳ありませんでした。以上となります。</p> <p>次に、まちづくり防災課長より沼端 務委員からの質疑について答弁したいとの申入れがありましたので、これを許します。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>委員長のお許しを得て答弁いたします。</p> <p>先ほど沼端 務委員からLED街路灯借り上げ料に関し、過去の故障件数の問合せがありました。</p> <p>過去3年間の中で故障したうち、町負担として対応したものが23件、リース業者負担として対応したのが25件、以上確認できました。</p> <p>資料等を用意しておらず申し訳ございませんでした。以上です。</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>次に、第3款民生費から第4款衛生費までについての質疑を受けます。</p> <p>77ページから101ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>なしと認め、第3款から第4款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第5款労働費から第7款商工費までについての質疑を受けます。</p> <p>101ページから115ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>田中委員。</p>
<p>田中正一委員</p>	<p>112ページの漁港施設機能強化事業負担金4,700万円。約4,800万円ですけれども、それとこの漁港施設機能保全事業費負担金。この事業負担金のところは毎年かかるものか。また、この事業の負担金は去年もそうだったんですけれども、これは聞いたことがあったんですけれども、何年かけてこれをやるということなのか。そこら辺、ちょっと教えていただければと思っていました。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>農林水産課長。</p>
<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>それではお答えいたします。</p> <p>質問ですけれども、まず、機能強化と機能保全ということで、この2つの内容です。そちらのほうは何年かかるのかという話でございます。</p>

	<p>まず、機能強化につきましては、百石漁港の南防波堤、北防波堤の延伸ということで行っております。これにつきましては、今の期間が平成27年度から令和元年度までの期間という5年間ということで、もう既に終了しておりました。ただ今年度、実は令和元年度で終わっていますけれども、令和元年度予算ですが令和2年度へ繰り越した事業でございます。今の9月で終了ということで、まだ状況を確認しておりませんが、予定としてはサケの漁に入る前に終わるということで進めておまして、それが終わりましたら来年度、今度は令和3年度になりますけれども、県が検証を行うということで、実際に防波堤を整備したことでどのぐらい漂砂が食い止められるのか、波の程度がどのくらい穏やかになるのか、様々それを調査した上で、令和4年度に必要なあればまた計画をして、さらに5年間ということで進めていくということで伺っております。</p> <p>もう一つの機能保全事業でございますけれども、こちらにつきましては、漁港内のしゅんせつ、要は砂を取り除く事業になっておまして、ここの漁港がちょうど明神川の河川の河口にあるということで、そちら河川からの砂と、あとは海のほうからの漂砂というのがあって、それが要因で非常に砂がたまりやすい漁港になっております。そういった意味で、これも平成27年度から令和元年度と、今年度も実は予算化して事業化しておまして、今年度の事業はもう連休前に終わっておりますけれども、こちらも来年度も、一応予定としては令和3年度も行うと。令和3年度に行う際に、今の前段で説明しました機能強化でどの程度漂砂が抑えられるかも含めて調査して、令和4年度以降どの程度しゅんせつ、要は砂を取るかというのを調査した上で進めるということで伺っております。</p> <p>こちらの機能保全事業ですけれども、航路ということで、実際に漁港の入り口から船が入ってきますけれども、その入り口から、実際に泊地、泊まる場所までのしゅんせつ工事になりまして、大体2メートルから3メートルしゅんせつ、砂を取り除くということで、今後もこちらにつきましては進めていくということになります。以上です。</p>
平野委員長	田中委員。
田中正一委員	<p>これは前から私も危惧しているんですけども、これは何年たっても砂を取り除くという、これはできるのかなと、こう思っているんですよ。できないというのは今の世の中はないと思うんですけども。</p> <p>そして、今百石漁港は何トンぐらいの船が何隻ぐらいあそこから出たり入ったりしているか。分かったら、そこを教えていただければと思っていました。</p>

平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (三村俊介君)	<p>それではお答えいたします。</p> <p>漁港の船の漁業協同組合で所有している船は43艘あります。そのうち百石漁港に停泊している船でございますけれども、トン数につきましてはちょっとこちらに資料がないんですけれども、大体ホッキ漁に使うのが、ホッキの時期であると13艘なんです、13艘使う、うちの百石漁港には4艘ですか。そして三沢漁港のほうにも9艘ということで、実際には百石漁港には4艘です。ただ、ホッキの時期は共同操業ということで、1艘の船に5人が乗って、共同で操業するということですので、要は経費がかからないように最小限の漁船で漁を行うということで4艘と。</p> <p>ただ、ホッキ以外の時期になりますと、通常であれば7艘ぐらいが泊まっているという状況でございます。以上です。</p>
平野委員長	田中委員。
田中正一委員	<p>それは分かるんですけれども、木の漁船もあると思うんですけれども、これは5,000万円、6,000万円。毎年これが出費されていくのであれば、これも大変な事業だなと、こう思っているんですよ、私自身はね。漁業者に対してはこれはやっていかなければならないと思うんですけれども、そんなに深く掘らなければ、あの漁港へ入っていけないのかなと、私はこう思っているんですよ。</p> <p>そして、三沢の漁港にも入っている。こっちにも4艘ぐらい入っている。砂をどれぐらい取らなければいけないか。2メートルと今言ったんですけれども、毎年これを取っていくのであれば、私も来て見れば、川口のほうは毎年砂ができれば、また回って、また掘らなければいけない。毎年の繰り返しだと思えます。ですから、町では毎年これをやっていくのかどうなのか、教えていただければと思っていました。入れねば大変だべたて、ちゃんとしたことをやっていってもらえればと思っています。</p>
平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (三村俊介君)	<p>では質問にお答えいたします。</p> <p>毎年やっていかなければならないのかということでございますけれども、これにつきましては、基本的には毎年やっていかなければならないと思っております。砂ですけれども、毎年毎年明神川の、増水もしますし、あとは海のほうから</p>

	<p>も、例えばしげとか台風の時期もかなり砂が漂砂してきますので、そういった意味では自然港といいますか、自然の中でつくられた河川港ですので、どうしてもそういう砂がたまるような状況になるかと思えます。ですので、毎年やらなければならぬと思うんですけども。ただ、そのしゅんせつ、掘る量につきましては、現状は2メートル、3メートルということでしゅんせつを行っておりますけれども、先ほども申しましたが、県が機能強化ということで防波堤の整備を進めましたので、それでどの程度波の状況ですとか、砂がたまらない、その辺に効果があるのかというのを含めて、県で検証した上でしゅんせつする量を決定するという事ですので、その防波堤整備の効果があればしゅんせつの量が減っていく、予算も減っていくということになりますので、そういうことをご理解をいただければと思います。</p>
平野委員長	<p>ほかにございませんか。 檜山委員。</p>
檜山 忠委員	<p>私も112ページの、今田中委員が聞いた後のことでちょっと確認をしたいんですけども、ここでの漁港での利益的な形はどうなっているんですか。どれぐらい上げているものなんでしょうか。ただ船が停泊しているだけの問題だけでこれだけの費用をかけていかなければならないということだったら、どういうことになるんでしょうか。そこら辺をちょっと教えていただけますか。</p>
平野委員長	<p>農林水産課長。</p>
農林水産課長 (三村俊介君)	<p>それではお答えしたいと思います。 どの程度の利益があるかということでございますけれども、年度別の水揚げ表というのがありますので、そちらでご説明したいと思います。 百石漁港ではホッキガイを中心に、シラウオですとか、あとは定置によるサケとかカレイとかそういったものが水揚げされておまして、昨年度の実績を見ますと、金額にしまして2億7,730万円ぐらい、そのぐらいの水揚げがあります。その前年ですけれども、平成30年度は3億6,000万円という利益といえますか、水揚げがございます。以上です。</p>
平野委員長	<p>檜山委員。</p>
檜山 忠委員	<p>その水揚げについては、三沢漁港だったり八戸漁港だったりとか、80%から90%までそちらに水揚げしているんだろうと私は考えます。それで、あそこで</p>

	<p>の本当に、さっきから言っているように、船が7そうか幾らのために300万円、600万円、ひょっとすれば600万円のお金を毎年かけていかなければならないということであれば、これはやっぱり先々を考えて決断するときには決断するなりのそれをしていかなければ、これがずっと重荷になっていくと考えますが。前にも町長に聞いた覚えがありますけれども、町長、いかがですか。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>町長。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町としても大変ですけれども、事業主体がやはり県ということでありますので、県が行っている事業です。県がやめると言えればいいんですけれども、そうできないと負担金がどうしても出てしまうもので、うちのほうからはもう負担金は出せない、県独自でやってくれと言えればそれが一番いいでしょうけれども、ただ、皆さん今、金額が見える、あるいは利用状況を聞いて三沢に頼める、あるいは八戸に頼める、そうして多少負担金を出してもそっちが得でないですかというような提案も出ているようですけれども、これからそれこそまだまだ精査しなければならないし、県でもせつかく防波堤を延長して、多分奥入瀬川からの流砂、漂砂を止めるということでやっていると思います。それでも止まらない。まだまだ延長をどこまですればいいか分からないというような調査結果が出るかもしれませんし、また、今の状況でいい、止まったということになるかもしれません。</p> <p>そういうことも含めながら、県とよく相談しながら協議していきたいと。今の段階でやめます、進めますとは言えないので、そういう部分を含めまして、町とすれば費用対効果、そういうことで、いくら事業主体が県であっても、町の負担も考えながら、進めるか、進めないかは近々結論を出さなければならない時期も来るかと思えます。</p> <p>そういう提案があったということも、議会からもそういう提案もあるんだよなということは、県にも一応申入れはしたいと思っておりますので、よろしく願いします。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>県が主体でやっていますから、県が主体になっているのに、やった、それに幾らかでも町も追加して出していかなければならないということであれば、やっぱり町の状況も県にしっかりと話をして、結論を出すときは結論を出すべきだと思いますので、そこら辺よろしく願いします。</p>

平野委員長	<p>ほかにございせんか。</p> <p>西館委員。</p>
西館芳信委員	<p>西館です。108ページの5目に農業用ため池浸水云々ということで90万円、それからため池マップということで13万円が計上されております。我がおいらせ町の農業において、今ため池というものの必要性というか、どういう役割をしておるのでしょうか。私どもが小さいときは、田んぼがあつて、その中継みたいな形であるというのは、自分なりに認識はしていましたが、今の農業情勢で、このため池というのがどういう必要性、役割をしているのかというのがまず1点。</p> <p>それから、ここに2つの事業、90万円と13万円の事業ですけれども、何かつながりもぱっとしない。これは防災のためなのか、それとも農業のためなのかもちよつと分からないし、その辺のところ、この事業の狙いですね。これをまず2つお願いします。</p>
平野委員長	<p>農林水産課長。</p>
農林水産課長 (三村俊介君)	<p>それではお答えいたします。</p> <p>まず1つ目のため池の役割ということでの質問でございますけれども、ため池につきましては町内に25か所程度ございまして、主な役割としては田んぼ等へ水を引くというか、引くための水をためるといいますか、そういった役割でして、当然田植えの時期からずっと、その前からだと思ふんですけれども、稲刈りまで、一応そういう。管理につきましては、改良区さんですとか、個人で管理しているものもありますし、様々ございますけれども、そういう農業用水を水路を經由して田んぼ等に提供する、そういう役割を果たしているというのがため池でございます。</p> <p>次に2点目のご質問でございますけれども、この農業用ため池浸水想定区域図作成業務委託料と、ため池マップ作成業務委託料とこの2つがあります。この2つがどのような事業かということからまず説明したいと思います。</p> <p>まず1つ目の、この農業用ため池浸水想定区域図作成業務委託料でございますが、これは委員がおっしゃったように、町内の12のため池が防災重点ため池ということで指定されております。その中にある1つのため池、何個かのため池は、もう既に浸水想定区域図というものが出来上がっているんですけれども、出来上がっていないため池が何個かございます。そちらのため池の、要は県土連というところで調査しまして、ため池が決壊した場合にどの程度浸水がなされるのかと</p>

<p>平野委員長</p>	<p>いうのを想定、シミュレーションする業務でございます。</p> <p>昨年度調査したのが瓢5号池という、そちらのため池になりまして、浸水想定区域をそちらを調査した結果、区域に民家はないということで、こちらの防災重点ため池からは除外されたということでございます。</p> <p>次に、このため池マップ作成業務委託料でございますが、こちらは単純に現状の、1つ除外されたということで11になりますけれども、そちらのため池の町内の位置、場所を示したマップを作成したというそういう業務でございます。以上です。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>西館委員。</p> <p>分かりました。これは再質問ですけれども、まず、本当に今まだ水稻とかのため池の用水のために、現実のため池は使われているんだということを確認させてください。</p> <p>それから、あくまでも防災のために、そのため池から水を確保するとか、災害等があったときはそういうのは関係ないんだということで2つ目の確認。</p> <p>それから3つ目は、今後そのため池に直接、今度はそれを補修するとかなんとかでお金がかかる時代が出てくるのかどうか。そういう方向まで事業が進展するかどうかは分からないけれども、すごい子供の頃からため池が好きでして、すごいロマンを覚えます。というのは、ため池の中の小動物、はっきり言えば、トゲウオだとかタナゴだとか、あとアカハラ。どうせお金をかけてそういうものを整備するんだったら、もっと事業の付加価値というか、言葉はどうだか分からないけれども、もっと狙って、そっちのほうも何とかやるように。例えば、今六戸のあそこの公園の沼でタナゴかな、子供たちが発見したりして新聞に、あるいは報道されましたけれども、そういう観点から、ため池に我がおいらせ町でどういいう小動物がいまだに生息しているか。あるいは生息していなかったら、昔みたいにもう農薬なんかもそんなに使われていないわけですし、こういうものを復活させようとするれば、この里山研究会とかそういうところと一緒にできる可能性は十分あると思うんですよ。そういうところにも目を向けていく余地がありませんか。町のほうでどうでしょうか。町長はよくトゲウオとかアカハラだとか、自分の手で捕まえてきて家のそばに置いたりしていましたけれども、ああいうことをもっと町を挙げてやれるようになればすばらしいものだと私は思う。ため池が20も25もあるんだったら、真面目にやってもいいのではないかなという思いもしますけれども、そこを3つ目としていかがでしょうか。</p>

平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (三村俊介君)	<p>複数ご質問をいただきましたので、順番にお答えしていきたいと思ひます。</p> <p>まず1点目、ため池が実際に農業用水として使われるのかというご質問かと思ひますけれども、実際に使われておりまして、例を挙げますと、例えば間木堤です。こちらは東部土地改良区で管理しておりまして、そちらの受益者へ水を供給しております。あともう一つは、例えばいちょう公園にあります根岸堤ですが、そちらも田んぼのほうに水を供給しております。それ以外にも、町内のため池は農業用に使われているという現状でございます。</p> <p>続きまして、防災重点ため池。実際にこの後、例えば調査をした結果、決壊とかそういったものを防ぐための修繕とかが必要になるのかということでございますけれども、これは必要になりまして、実際県でも、県事業で、例えば県何%、国何%、町何%とか、改良区何%というようなことで負担金を払って、県事業でため池の改修ですとか、そういった災害を防ぐための事業を行っておりまして、実際にため池につきましても、町内のそういう決壊のおそれがあるため池については、今後そういう改修事業を行っていくということで、こちらでも考えておりますので、必要になるということでご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>続きまして、里山のほうのことで、ため池は、例えばそういう農業用のため池ということであれば、トゲウオとかドジョウとか、いろんな希少な生物がいたということで、現状はなかなかそういったものは見かけないんですけれども、確かにため池は湧き水が源流になっておりますので、そういう希少な、植物もそうですけれども動物もいるという環境を構築しているのかなと私も思っております。そういった小動物とか例えば生き物というのは、子供の学びの対象と申しますか、そういう学習でも使えるのかなということで、そういう報告も様々ありまして、農業だけではなくて多面的に使えるということで役割を果たしているということもありますので、そういう部分につきましても、さっきお話のあった里山という視点での研究会ですとか、町内にもいろんなそういう自然を愛する会とか様々ありますので、そういったところと相談と申しますか、情報提供しながら、そういったものを生かせるのかどうかという部分にもちょっと考えていければと思っております。以上です。</p>
平野委員長	町長。
町長 (成田 隆君)	今、わざわざ西館議員から町長というご指名がありましたので、少し、課長よりも詳しくはないんですけれども、自分の思いは持っているつもりですから。

まずこの件につきましては、近年災害が起き、大雨あるいはいろんな部分で地震が起きたりして、ため池が氾濫したとか決壊したという部分がありまして、国が慌てて、何ですか、国土強靱化ということで予算をつけてくれて、早めに危険箇所とかそういう部分を点検しなさい、あるいは地図をつくって危険箇所にランクをつけて、どこが一番危ないかとか、そういうのを調査しなさいというような趣旨だと私は認識しております。そして、早速東部の改良区からも、堤の名前はちょっと忘れましたが、たしか百石中学校の前の堤で水漏れが激しいから改修しなければならない、町でも何とか応援してくれないかという部分で来ました。そして、それであれば、危険であればお互いに力を合わせてやりましょうということにしましたら、逆に前に整備した部分の補助期間が、補助事業で何か整備したそうです。その補助期間が決められているようで、それに再度、その期間を過ぎるまでは国の金、県の金は使えませんよという指導があったみたいで、またそういう部分で少し先延ばしされるのかなという認識はしております。

そして、西館委員が昔から希少生物、特に水生生物が好きだ、あるいは観察しているんだという話はよく聞いておりますので分かっています。そして、今、どちらかと言うと耕作に適さない湿地、沢田、そういう部分は耕作放棄地にされている部分があつて、そういう自然保護の面からいくと、逆に人が入っていないもので、ある程度は保護されている部分もあるのかなと思っております。

そして、今課長も答弁しましたけれども、好きな方々は、自分の土地あるいは地区を自然保護区みたいにして保全している話も伺っております。ただ、それとて上流のほうで農薬を使ったり、あるいはそういうことに一切関心のない人たちがいますと、やはり幾ら守る人が守っても多勢に無勢でありまして、関心のない人たちが多くなかなか保護できないということもありますし、また、保護地をつくることによって、自費でやってくれればいいんですけども、町に予算をくれ、あるいは補助でやってくれということになると、またなかなか難しいほうに話がいくので。認識とすれば、私も野生生物は保護すべきだと思いますし、自然を壊すことはしたくないという思いがありますので、そういう部分を含めながら、改良区さんはじめ、あるいは地域の方々と相談しながら、西館委員の思いを酌んだほうに向かっていければと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

平野委員長

ほかにございませんか。1番佐々木委員。

佐々木 勝委員

1番佐々木です。

116ページの観光費と、もう1点あるんですけども、取りあえず向山周辺

	<p>観光整備補助金 83万1,000円あるんですが、多分これは新聞等でも出ていたとおり、歌をつくったり何かやっているみたいな感じなんですけど、ただ、それはいいと思うんですが、そういった例えば効果的なものというのはどういう感じでどこから町のほうに来ているかというのは把握していましたか。よろしく願いします。</p>
平野委員長	<p>商工観光課長。</p>
<p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>佐々木委員の質問にお答えします。</p> <p>主要施策のほうでもありますので、もしよかったら92ページの上のほうの状態に載っておりますが、向山駅周辺観光整備補助金の関係ですが、委員お見込みでおっしゃるとおり、オリジナルのイメージソングをつくったり、お土産品の開発ということで、弁当の箱とかデザインをつくったり、様々な部分をやっております、そちらに補助金という形で県の元気事業を活用しまして、県から3分の2、町から3分の1の補助をつけて行った事業でございます。</p> <p>効果につきましては、昨年やったばかりでマップとかもいろいろこれまでつくったりして、資材も2年間かけて補助してきておりますので、やっていますが、向山駅愛好会という会自身が任意団体で、鉄道ファンから成る、県内だけでなく全国的なメンバーが集まってきているようでございますので、これからは小さくなることはない。大きくなりつつあるし、向山駅を拠点にした周辺の観光PRの一助をなす団体になっていくんだらうという期待も持っておりますし、効果も上がってきていると考えております。以上です。</p>
平野委員長	<p>佐々木委員。</p>
佐々木 勝委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>2点目は同じ116ページです。前回は聞いて、自由の女神像の点検業務委託料111万2,100円あるんですが、これの点検の結果というのはどういう感じであったかということ、それと点検して終わりなのかということと、町民の方というか支援の人から、これを点検する際に足場を組んでいたんです。そのとき、何かどうにかなるのか、きれいになるのかという話もちょっと聞かれたので、例えば点検整備したんだけど、それでも直していく。さらには、そういうものからまた発展して、今見ると、結構汚れているんです。それを発端に周りもきれいにして周りも整備していく考えがあるのか。その辺も含めてお伺いしたいんですが。</p>

平野委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (久保田優治君)	<p>お答えします。</p> <p>さきの6月議会のときに、実は予算を計上しまして、昨年度点検しました自由の女神像の結果を受けまして、中の基礎部分が根腐れを起こしていたり、基礎が腐食している。また、委員おっしゃるとおり周りの色もさめてきたり取れたりしているということで、足場をかけて点検した結果を基に6月の補正予算で県の補助事業を使いまして、今年度、塗装工事を含めた基礎を直す工事をこれから発注していくということで、もう契約は実は先月しておりまして、あとそれをプロモーションしながら、自由の女神を再度観光資源として再活用していこうという事業の委託を、来月までかかるかはあれですけども、今月中に業者を選定してリブランディング事業という形で、12月の30周年の誕生日というか建立記念日までに、少し手直ししながら、お色直しもしていく考えでございます。以上です。</p>
平野委員長	佐々木委員。
佐々木 勝委員	<p>ということで、それ以上のものを点検してそれ以上もっときれいになるということであれば問題ないかと思うんですが、欲を言えば、言わせてもらおうと、その周辺です。木が結構伸びています。あわせて、自由の女神がどれぐらい、外からちょっと離れて見た場合に浮かび上がるか。その辺も見て、周辺の環境とか観光とかを考えたときに目立つようなやり方を今後検討してもらいたいと思うんですが、それは来年、再来年とかになる可能性はあると思うんですが、そういった前向きな検討というのはいないんですか。</p>
平野委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (久保田優治君)	<p>お答えします。</p> <p>所管の違いはあれど町の事業として、いちよう公園の整備の関係もございまして、またボランティアでやってきている観光協会主体等でやっている公園の環境整備という形で、樹木等の管理もやられている事業もあるので、そちらと協議しながら、公園整備の部分と併せてどの程度をやればいいのかというのを検討していければと思います。以上です。</p>
平野委員長	ほかにございませんか。

馬場正治委員	<p>馬場委員。</p> <p>3番馬場です。</p> <p>先ほどの榎山委員の質問と一部重複するんですけども、6款3項2目の漁港施設機能保全事業費負担金の637万5,800円、これは県が主体で行う漁港内の漂砂のしゅんせつ工事等に係る費用だと思いますけれども、費用が非常にかかるので漁港の整備については一考を要するのではないかという趣旨の質問だったと思いますけれども、先ほどの質問になかったのは、漁業組合の現状についての確認がなかったのでお聞きします。</p> <p>現在の百石漁業協同組合の組合員の人数、それから、年間の水揚げ高、主な水揚げ魚種、これについてお聞きしたいと思います。</p>
平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (三村俊介君)	<p>お答えしたいと思います。</p> <p>まず、組合員の人数ということですけども、組合員が正組合員188人、うち女性組合員42人となっております。</p> <p>続きまして、水揚げ高でございますけれども、水揚げ高については先ほど榎山委員のところでもご回答いたしましたけれども、2億7,735万円程度が水揚げ高になります。</p> <p>主な魚種でございますけれども、こちらにつきましては一番多いのが小型定置となっておりますけれども、これはサケになるかと思えます。これが大体1億9,900万円ぐらいがサケになります。その次に多いのがホッキガイになります。ホッキガイが6,634万円ぐらいとなります。以上です。</p>
平野委員長	馬場委員。
馬場正治委員	<p>馬場です。</p> <p>ヒラメが入っていなかったんですけども、ヒラメも多少とられているのではないかと思うんですね。商工会が実施している軽トラ市に行きますと、朝軽トラ市開始と同時に、朝揚げた網からカレイとかヒラメとかカニを外すイベントがありまして、私も何度か参加したんですけども、四捨五入すれば2億8,000万円ぐらいの水揚げ高があると。組合員数が男が188人、女性が42人ということでのよろしいですか。</p> <p>実は私が前の組合長の木村民治組合長の時代からこの漁港の問題について取</p>

	<p>り組んだことがございまして、今の木村慶造組合長になってからですけれども、事務局長が平野委員の弟さんがやっておられて、非常にお世話になったんですけれども、水揚げ高に関しては当時から2億5,000万円前後、これはそれほど変わっていない。大体10年ぐらい前の調査なんですけれども、組合員数は非常に増えていると思います。私が調べた当時は135人ぐらいでした。組合員の人数は増えております。百石漁港は国内で最後に国が整備した漁港だということでございまして、管理は県でございまして。当時調べたときには、毎年ではなくて漂砂がたまって、いわゆる漁船の船底がつくような状態になるのを避けるために二、三年に1回しゅんせつしなければならぬ。そのために3,000万円前後の費用がかかるということを聞いておりましたけれども、町の負担は、現在保全の事業費負担金は、県の事業ですけれども町は何割を負担しなければならないのか、お答えいただきたいと思います。</p>
平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (三村俊介君)	<p>それではお答えいたします。</p> <p>まず最初に、組合員の人数ですけれども、男性188人、女性42人というお話がありましたけれども、これは正組合員が188人で、うち女性が42人ということで、全体で188人となっております。</p> <p>次に、ヒラメが入っていないのではないかとという話がありましたが、こちらは魚種も様々ありまして、主なものに含まれないものがその他ということで記載がありましたので、その他に含まれていると認識しております。</p> <p>次に、この負担金がどの程度かというお話があります。機能保全事業費、こちらは県の事業ですけれども、県事業費のうち町の負担は10分の1になります。1割ということになります。</p>
馬場正治委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>農業協同組合等は百石農業協同組合、下田町農業協同組合がありましたけれども、数か所合併して、現在は十和田おいらせ農業協同組合となっておりますけれども、百石漁業協同組合あるいは百石漁港はおいらせ漁港に改名できないものかどうか、お答えいただきたいと思います。</p>
平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長	それでは私からお答えしますけれども、あくまでも漁港の考え方ですので、そ

<p>(三村俊介君)</p>	<p>ちらは以前も合併とか名称変更というお話は合併後にあったかと思いますが、それは変更しないで百石町漁港という形で変更しないということで、漁協ではそういう形になったという話は伺っております。ですので、今後のことはちょっと分かりませんが、こういう形で名称は変更しないでいくということだと思います。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>ほかにございませんか。澤上委員。</p>
<p>澤上 勝委員</p>	<p>105ページと106ページの第6款、3の農業振興の19負担金補助及び交付金、その中の経営所得安定対策補助金323万5,000円。実績のほうも見ていましたけれども、この中身を簡単にと、それから、実績で見ると水田活用が253人、残念ながら畑作については3人ということでございます。その辺の説明をお願いします。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>農林水産課長。</p>
<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>それでは最初に、この経営所得安定対策直接支払交付金事業、そちらの説明から入ってまいります。</p> <p>これは、農業者の経営所得安定対策制度ということで、要は、もともと水田だったものを例えば転作して畑ですとか、畑にして例えばキャベツを植えたりとか、ニンジンも植えたりとか、転作です、そういったものに対する交付金の事業になっております。実際に、転作は例えば水田の活用というのが目的なんですけれども、その水田に例えば野菜を植えたりとかをすれば産地交付金というものが受けられると。要は、国から1反歩当たり幾らということでお金が入ってきます。実際に米のほうも、米は今交付金がないんですけども、野菜は高収益作物ということで、国でも、そのまま田んぼにしておくよりは畑とかに転換してそういうことをやりなさいという国の考え方もありまして、そういう転作したものに作付したりした場合に交付金を受けられるというのが、この経営所得安定対策直接支払交付金という事業になっております。</p> <p>後段で指摘のあったこの主要施策の成果の85ページです。水田活用の直接支払交付金が253人に対して、畑作物の直接支払交付金が3人というような、ちょっと指摘がありましたけれども、これは水田活用の直接支払というのは、今お話しした水田を活用して高収益作物、野菜とかそういったものを植えている方に対して交付されるもので、そういう方が253人いますということです。下のほうの畑作物の直接支払交付金というのは、これは国のほうでゲタ対策というのを</p>

	<p>やっております、小麦とかソバとか、そういったものを作付している方が、例えば海外のほうでそういったものの値段の変動があつて影響を受けた場合、そういったときに国から交付金が交付されますという制度になっておりまして、要は、この補償制度に入っている方が3人ということでございます。ですので、実際は小麦を作付している方3人が、この畑作物の直接支払交付金の対象者ということでございます。</p>
平野委員長	澤上委員。
澤上 勝委員	<p>簡単に言えば、水田を畑作付をするともらえるということですよ、一つは。あとは、畑作に小麦を植え付ければもらえるという解釈をしたんですけども、まずちょっと待ってください。では、これは大体平均で割れば13万円ぐらいなんですけれども、1人当たりの反別によって違うという解釈になるのですか。その2点。</p>
平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (三村俊介君)	<p>畑作物の直接支払交付金は、これは作付したからもらえるということではなくて、畑でも田んぼでも、指定品種はあるんですけども小麦とか例えばソバとか、何品種か植えている方で、価格の変動で影響した場合にももらえる交付金。それを掛けている方が3人いますということです。ですので、植えている方でも入っていない人は入っていないでしょうし、その補償の制度に加入した方が3人。それがゲタ対策というものでありまして、それをこちらに載せております。</p> <p>あと、反別の件で平均で12万円ぐらいという話がありましたが、高収益作物、例えば当町で推薦しているニンジン、キャベツ、ゴボウ、いろいろ5品目あるんですけども、そういった品目に対しては、例えば1反当たり2万5,000円とか3万円とか、そのぐらいですし、あと、それ以外の野菜でも1万5,000円とか、その品目によって金額が変わってきますので。あと、プラスで、1反ではなくて例えば1町歩とか、何反歩やっているか分かりませんが、掛ける何反歩とかという形で交付されますので、ですので、人それぞれ交付額も違いますし、品目によっても1反当たりの交付額も違うということで異なっているということでございます。</p>
平野委員長	澤上委員。

澤上 勝委員	<p>最後にもう一回確認するけれども、水田を畑作に替えている方々は全員該当になるということなのか。ちょっと今聞き取れない部分が。保険を掛けていないともらえないとかというニュアンスの話も畑作のほうでしたので、これは事前に保険を掛けるということですか。</p>
平野委員長	<p>農林水産課長。</p>
農林水産課長 (三村俊介君)	<p>お答えいたします。</p> <p>水田を畑として活用していても、作付していなければもらえませんので。例えば不耕地とか保全とか、ただ作付しないでロータリーをかけたとかそういった方もいますし、あと極端に不耕地ということで耕作放棄地みたいなものもございませけれども、そういう方は交付の対象外になります。</p> <p>あと、この掛けている、掛けていないというのは、さっきもお話ししましたけれども、あくまでもこの畑作物の直接支払交付金というのは、この畑というのは、例えば水田を畑にしたものでも、もともと畑だったものでもどちらでもいいんですけども、ただ、ソバとかさっき話をしたようなものを植えて、その価格に変動があった場合に、その差額部分が国から補填されるという制度になりますので、そういう制度になります。要は、収入保険とか共済保険とかいろいろありますけれども、これはまた別の制度でして、品目も限定されますけれども、そういった品目が海外の市場が、例えば海外の価格が下がったり上がったりして日本の作物に影響したりするというのがよくありますけれども、そういう場合に、農家が損した分を補填するというのはこの畑作物の直接支払交付金ということになります。</p>
平野委員長 (委員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
平野委員長	<p>なしと認め、第5款から第7款までについての質疑を終わります。</p> <p>ここで、14時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時22分)</p>
平野委員長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後2時40分)</p>
平野委員長	<p>次に、第8款土木費から第9款消防費までについての質疑を受けます。</p>

<p>佐々木 勝委員</p>	<p>115ページから129ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>佐々木委員。</p> <p>120ページの3節です。除雪作業委託料の中で内訳を見ると、5,535万5,000円が除雪作業委託料となっているんですが、キロ数にすれば317キロメートル。これは去年は余り雪が、どか雪というかな、そういうのが何回かあって、そのほかにはそんなになかったと思ったんです。ただ、言いたいのは、ただ除雪が歩いたという感じで終わっていると見受けられるのが多々ありました。どこを基準にして除雪、基準というか、除雪をきれいにするとかそういった指導をしているのかとか、あとはやっぱり朝走って残って、昼が暖かくなって夕方になってもぐちやぐちのシャーベット状で、うちに入れないという車もいました。それは錦ヶ丘団地のそばだったんですが、あちこちで見られたんです。それが今年、来年の多分また苦情が出てくると思います。ホームページなんかでも町民の意見として多々載っていましたが、そういったものは今後どういう指導をしていくのか。また、何を基準にして委託業者に、除雪の作業の中身がどのようになっているのかを教えてくださいたいのですけれども。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>ただいまの除雪の仕上がり程度のお話かと思います。基準に関しては10センチメートルということで、出動するための基準等は設けてございますし、その状況に応じて出動する場合もございます。</p> <p>仕上がりの基準に関して見れば、私どものほうとしてみれば、なるべくきっちり除雪をしていっていただきたいという思いでは行っておりますが、やはり業者さんが行うその条件によっても多少荒くなったりする場面もあるかと思います。今後そのようなことに関してそういうご意見等もありますので、今回いろいろ除雪を進めるに当たって、仕上がりのほうもちょっと今後課内の中でいろいろ検討して、少しでもきれいな形で道路をお使いになっていただけるような方法を検討させていただきたいと思います。以上になります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>佐々木委員。</p>
<p>佐々木 勝委員</p>	<p>1番です。</p> <p>そうですね。そうしていただかないことには、ただ歩いただけで終わっている</p>

	<p>のが多々見受けられました。錦ヶ丘の団地は本当に除雪していないような感じだったんです。ちょっと話を聞いたら、これではうちにも入れないよと。逆に言えば、解けて夕方に凍ってしまうとわだちになって事故が起きてしまうというような話も何件か聞きました。ですから、取りあえず歩いた後、————の例えば団地の中とか、検証とかパトロール隊みたいなものをつくってどういう形でやられて、もしそれが余り甘いような除雪だったら業者に指導をするとか。</p> <p>それともう1点、業者が毎年指名となれば、代わるのは致し方ないことだとは思いますが、やっぱりどうせ歩くのであれば、町民が安心、通りやすい道路ということを考えて指導してもらいたいと思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>パトロールに関しては、もちろん雪が降ると除雪に出る、出ないの判断も含めて事前にパトロールをしておりますし、やった後もどこか吹きだまりがないとか、ちょっと障害が起きている部分がないのかということでパトロールをしているのは事実でございます。</p> <p>パトロールに関して見れば、今現在行っている部分もございますけれども、またより手厚くパトロールができれば、当課でも発見するものが多くなってくると、その部分にてこ入れすることが可能になるのではないかと考えております。</p> <p>業者さんへの指導に関して見れば、あくまでも指導というよりも、私どもとしては業者に対していろいろやり方については業者の意見も聞きながら、よりよいものにするために協議をしていきたいと思っておりますので、そういう形でご理解していただければと思います。以上になります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>佐々木委員。</p>
<p>佐々木 勝委員</p>	<p>1番佐々木です。</p> <p>そういうことで、同じ冬がまた来ますから、同じような苦情が出ないように、ホームページなんかを見れば、毎年たしか同じような苦情が出ていると思うんです。私すごく気になってしょうがなかったものですから、これを期にまた今年から来年の春にかけての除雪が発生すると思うので、ぜひその辺はまた記憶に置いてもらって、指導していただきたいと思っております。以上です。</p>

平野委員長	ほかにございませんか。 澤上委員。
澤上 訓委員	4番澤上です。 私、どちらで質問したらいいかと思って、今ちょっと見ていたんですけども、実は公園の関係で、いちよう公園野球場の整地業務委託というのがここには公園管理費で出ていますけれども、下田公園野球場の整地業務委託とかというのがどこを見てもないなど。これはなぜなのかということと、それからこのいちよう公園野球場の整地業務委託について、内容を教えてください。
平野委員長	澤上委員、ページ数は。
澤上 訓委員	主要施策の成果の97ページです。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (松山公士君)	お答えいたします。 こちらは主要施策の成果の97ページをご覧くださいんですが、その中の下のほうに社会教育・体育課とありまして、委託料、下田公園の浄化槽の次にいちよう公園とありまして、下田公園管理業務委託とありまして、下田公園等管理業務委託55万7,000円、おいらせ広域シルバー人材センターの部分で野球場の管理をしているということでご理解いただきたいと思います。以上です。 (「課長、ちょっと聞き取れないからマイクに近づいて」の声あり) 内容については、ちょっと申し訳ございません。ちょっとあれなんですけど、野球場のグラウンドの整地ということで聞いておりましたが、細かい部分についてはちょっと今現在把握しておりませんので、内容の詳細については確認して、後刻お知らせしたいと思います。以上です。
平野委員長	澤上委員、97ページのところですね、質問のところは。下田公園野球場については、委託料のいちよう公園の下のほうに下田公園野球場と載っていますけれども、この6万9,000円……。
澤上 訓委員	これは水道設備とか。
平野委員長	実際に公園の管理ということですか。

澤上 訓委員	<p>要は、グラウンドの整備とかそういう部分をどこで委託しているのかということです。</p>
平野委員長	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>先ほどの件でお答えします。</p> <p>予算書でいきますと122ページの中の中段、委託料のところ施設管理委託料とございます。この中に地域整備課も社会教育・体育課も、その部分が一緒に含まれておりますので、ですからこの中になっております。</p> <p>先ほど社会教育・体育課長が言いました、今ご質問のグラウンドの中の整備の話ですけれども、お話ししたとおりシルバー人材センターの職員がグラウンド整備を、常にトンボがけしたり、また波み打ちといいますか、穴を空けて空気を入れたりなんなりしたりという作業を、年間を通して行っております。ですから、シルバー人材センターでグラウンドの中の部分を一括管理しているのが、このシルバー人材センターで、たしか私当時覚えていることは、2名の方が多分来て管理をしていたという記憶がございますので、多分今も変わっていないければ同じような形でグラウンドの中の管理をしていると思われます。以上になります。</p>
平野委員長	<p>澤上委員。</p>
澤上 訓委員	<p>澤上です。</p> <p>私が今なぜそういう質問をしたのかというのは、2025年の青森国体が2026年に替わるという話も報道で何かあったような気がしたんですけれども、それに向けて、例えば野球場が、内野の部分が春先の強風で土が飛んで、1塁、2塁、3塁、この辺がへこんだり何かしているんです。この土の入替え作業とかそういうものは、ではどの中に含まれているのかということを知りたかったんですけれども。今の話を聞けば、それはこの委託の中には入っていないと捉えていいのかな。</p> <p>それからもう一つ。やっぱり公園や野球場そのものが何で評価されるかということが、国体に向けてのやはり整備は、そういうグラウンドが本当に使いやすい、そういうグラウンドになっているのかなのか。けがしやすいグラウンドではなくて。だから、その辺のところをもう少し、どこでどういうふうに行っているのかということを知りたかったということです。</p> <p>それについてちょっと。土の入替えとかそういうものはどう考えているのか。</p>

平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (松山公士君)	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、2026年に今延長される予定の国民スポーツ大会青森でございますが、その中で、土の入替えの部分については、今はやっております。ただ、いずれはそういった部分をやらなければいけないと思っております。今回の補正予算につけたものについては、砂を定期的に入れる必要があって、その砂を入れる場所がちょっと老朽化して駄目になっていたの、そういった部分の補正をして砂をまた入れたらということで、土についてはまだ予算化はしていませんが、砂の部分は今回の補正で入れております。</p> <p>そして、昨年度、県軟式野球連盟の視察がございました。その際に、昨日も檜山委員のご質問に答弁させていただいたんですが、3つ指摘がありまして、外野フェンスの上部をオレンジ色へ変更ということと、あとベンチ前のコンクリート部分に安全対策のためのラバーを設置、外野の側溝はコンクリートの蓋部分にはラバーを設置ということで、安全対策及びホームランがはっきり分かるような色を塗ってという部分でご指摘をいただいております。この部分について今見積り等を取って検討している状況でございましたので、土の入替えについては、またその辺も検討して、今後予算化していきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。</p>
平野委員長	澤上委員。
澤上 訓委員	<p>そうすれば、その国体の前に土の入替え等も作業してもらおうということですね。私たちが実際使って分かっているし、またよそから来ている方々も結構使って、特にいちょう公園の野球場は本当にもうがたがたなんですよ、あれ、土だけでも。その上で今度は草がぼうぼうになっているものですから、非常に我々も、お前どこだっきゃと言われて、いやいやおいらせ町だと言って恥ずかしいと思ったこともありました。</p> <p>ですから、野球場は国体に向けてやはり万全な体制でぜひ整備を。何も大がかりでやるというものではないので、そんなに金はかからないと思います。要は、山砂と土を混ぜ合わせてならしていくということになっていくと思いますけれども、そういったところを、ではよろしくお願ひしたいと思っておりました。</p>
平野委員長	ほかにございせんか。檜山委員。

檜山 忠委員	<p>檜山です。</p> <p>さっきの澤上委員の続きで、電子掲示板も入っていませんか。昨日の答弁では、電子掲示板も検討してみますとかと言っていましたけれども、それもまずできれば検討していただきたいと思います。</p> <p>それで私の質問は、主要施策の99ページを見ていただきたいと思いますが、団地のことなんですが、管理戸数ということで書いてありますが、芦野団地のことを私何回も質問をしているんですけども、この芦野団地は戸数が40になっていますが、これは入居している人、入居している部屋の数でしょうか。それとも全体の、ただ入っている、入っていない関係なくの戸数なんでしょうか。それをまず教えていただきたい。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (泉山裕一君)	芦野団地の40戸というのは管理をしている戸数になります。以上になります。
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	<p>檜山です。</p> <p>管理しているだけということは、入っている、入っていないの管理も、入っているから管理しているんだということなんでしょうか。空き家であっても管理しているということなんでしょうか。</p> <p>それも知りたいんですけども、あのおり見てのとおりで、もうあばら家になっています。実際2階なんかを見ると、もう障子が破けたり、1階の入り口のほうは入っていないところはドアがちょっと、閉まってはいるけれども開閉困難な状況になっていたりなんかしていますので、ここは前の答弁のときには、将来的には壊して更地にはしたいと思うけれども、ただ、経費が相当の額がかかるからということをお話しておりましたけれども、どうでしょうか。もう一回最小限のリニューアルをして、低所得者向け用の団地にするとか、そういう考え、検討してみる気持ちがありませんか。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長	いわゆるリフォームをして、低所得者用の団地にする考えはないのかというこ

<p>(泉山裕一君)</p>	<p>とです。公営住宅自体はもう基本低所得者用で造られておりますので、根本的には公営住宅法にのっとった家賃体系で、あとは所得などを見ながら入居等が決まるという形になります。ですから、低所得者を対象とする考えというのは、もともとから低所得者を対象にしているということでご理解していただければと思います。</p> <p>リニューアルをしてという考えになりますけれども、リフォームをしながら、また新しくそこを復活させるのかというのは、現在そういう考えとか計画はございませんので、ご理解をしていただければと思います。以上になります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>そう言われれば何かちょっとがっかりしますけれども、今現在、さっき言ったように入っている戸数が何人入っていますか。あそこに入っている人のあれを聞くと、9,000円台ぐらいで入っているという話も聞きます。本当の生活困窮的な人たちが入っている面もあります。だから低所得者向けとあっても、一般の、それこそ中下田団地とか奥入瀬団地とかというところの、当たり前と言えはおかしいけれども、所得を得られている人たち用のそれではないのではないかと思います。所得が得られている人たちの中での安い金額というのであれば、それはそれでもいいと思いますが、ただ、年金暮らしであったり、いろいろ生活保護的な形で受けている方々ができるだけ安いところに入りたいというのもあるだろうし、そういう本当の底辺の方々と言えはおかしいですけれども、そういう方々向けの、リニューアルにしても、極端に言えば戸の開け閉めがちゃんとできる、中がそれなりに、それこそ戸の開け閉めができる、それなりにきれいになっているというぐらいの形でやって、その人たち向けのまた募集をしてみるとかというふうな。ただあのまま、何というんですかね、お化け屋敷みたいな形でおくのはちょっともったいないような気がするんです。ましてやあそこは道路から一番見えるところなんです。そういう面で少しでも考えていただきたい。その検討はありますか。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>まず一番最初に、入っている方の戸数をお知らせします。今、芦野団地は26戸に入居をされております。</p> <p>続きまして、底辺の方々のことを考えてと。先ほど家賃9,000円ぐらいと言っておりましたけれども、ほぼ合っております。一番最低の家賃が8,800</p>

<p>平野委員長</p>	<p>円です。一番高い方、所得が多い方は2万8, 100円になっております。</p> <p>基本的に、ではリニューアルをした場合、これがどうなっていくのかという。リフォームした場合、これは公営住宅の部分ですから、家賃というのはそのかかった経費に関しても反応する形になりますので、もしかすると、リフォームするとその分が多分家賃のほうにもまた加味されるのではないかと考えております。ですから、古い町営住宅の場合は、やっぱりそれ相当にある程度安くはなっていくんですけども、やはり新しい町営住宅というのは、それにかかった工事費とか経費に基づいて家賃が算定されていたはずですので。ですから、基本的には今の家賃より高くなるおそれもあるのではないかと考えております。ですから、現在そのような形の、リフォームして再度使うという計画がないと言っているというのが現在の当課の実情になっておりますので、何とかご理解をしていただければと思います。以上になります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>松林委員。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>今初めてこの活字を見ましたので質問します。</p> <p>118ページ、舗装点検業務委託料。この内容と、この舗装点検の業務をどこに委託しているのか、お願いいたします。</p> <p>それから、先ほど佐々木委員が質問していましたけれども、除雪対策の件で私からも私の考えということでお話しします。</p> <p>除雪、ごみは我々の永遠のテーマだと思います。この除雪ですが、去年は雪が少なかったと思いますが、結構降るときもありましたけれども、今課長が10センチメートル、この項目でいいですね、質問は。(「ページ数お願いします」の声あり) 今度は119ページ、除雪対策。さっきは118ページです。</p> <p>10センチメートルの降雪があれば出勤させますという話であります。なかなか来てくれません。去年は私も諦めてほとんど電話をしませんでしたけれども、町民の方々は遅いという声が多数であります。要するに、早く来てもらって、そのありがたみがあれば感謝すると思います。課長、これだけはちょっと分かってもらいたいですけれども、北と南、三沢寄りと八戸寄り、降雪は全く違います。はるかに北の方が多いんです。これはパトロールしているかどうか、私は分かりません。分かりませんが、なかなか来てくれません。</p> <p>町長、この除雪は町長選挙に一番影響するんです。本当に町民は敏感であります。ですからこれは、もしまた町長選挙に出ようという考えがあるならば、ちゃんときちんとやったほうがいいですと私は考えております。この答弁はいいで</p>

<p>平野委員長</p>	<p>す。ただ一つ、北と南、これの降雪は違うということを課長、覚えておいてください。</p> <p>それから次は答弁してもらいます。去年は雪が少なかった。業者への待機料、たしか雪が少ないときは5万円と私は認識していますがけれども、それが10万円なのかちょっと分かりませんが、待機料は昨年と去年は同じなのか。同じだとすれば、どのくらいの金額の待機料を業者に支払っているのか、お伺いいたします。</p> <p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>まず一番最初に118ページの舗装点検業務委託について、内容と業者名をお知らせいたします。</p> <p>まず、内容といたしましては、発注しているのが道路の路面状況調査する委託になっております。全部で26路線を点検しております。そちらは路面状態がどのようなになっているのかというのを含めて、それをまとめているという作業になっておまして、業者はエイト技術株式会社というところが受注をしておりました。</p> <p>それで、次に除雪の件になります。(「委託料。待機料」の声あり)</p> <p>最低保証料の話だと思いますが、ちょっとお待ちください。1社当たりの部分がちょっと出ておりません。ちょっとお待ちください。</p> <p>はっきりした金額には割り切れないんですけども、1か月当たり最低保証料として、当初予算の段階で198万円取っております。26社おりますけれども、26社の中でも重機の台数が様々ありますので、あくまでもならした金額ということで目安という形でご理解ください。大体7万6,000円ぐらいになります。以上になります。</p>
<p>平野委員長</p> <p>松林義光委員</p>	<p>松林委員。</p> <p>舗装点検の業務委託料、路面状態等々を調査すると。この業者が調査をするわけですね。それでは、我々が町民から頼まれても、私自身がここはまずいと、ここは補修してもらいたい、もらわなければ困るなということは全く心配をしなくてもいいですよということに、私は今これを見て受け止めておりますけれども、462万円のお金を払っているんですから、この方々、この業者が責任を持って業務委託を執行しています、やりますということによろしいのかどうか、お伺いします。</p>

	<p>それから6万円とか7万円、待機料言いましたけれども、業者の方々も生活がかかっていると思います。それぐらいの金額で、除雪機械を導入して、それを雪が降らないと稼働しないということになると、やはりそこには従業員の方もいると思います。ですから、雪が降らないときはそれなりの手段、対応をやっぱり考えるべきであるとは私は思っております。他の町村では、もちろん雪の多いところはあれでしょうけれども、弘前市でも青森市でも、新聞を見ますと、去年あたりは待機料を多分増やしていると私は認識しております。</p> <p>それからもう1点、ついでに雪のことなんですけれども、朝雪が降って除雪車が来るなど、もう私の認識では、今日は間違いなく来るなど思っているんですけども来てくれないんです。ですから、保育園の親御さんの送り迎えがありますので、もう息子と5時頃に起きて除雪を2人でやっています。道路から道路まできれいに片づけます。たまに片づけた後、除雪車が来ることもあります。何のありがたいみありません。ですから、やはり来るとすればやっぱり時間前に来てもらいたい。そのことを心してかかってもらいたいなど、こう思います。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (泉山裕一君)	<p>先ほど、まず舗装点検業務委託のほう、町民の方々は何もしなくても大丈夫なのかというお話でしたけれども、基本的にこちらで点検する路線は70路線と決めておりますので、路線数はもっと多いので、申し訳ございません。気がついたところがあったら、ご連絡をいただければと思います。</p> <p>それから除雪の部分になります。ある程度待機料とか様々、今ほかの市町村でも、待機するなり、いろいろな形で除雪にする費用に関して見直しているところが確かに最近多くなっております。議員おっしゃるとおり、私も同じ考えを持っております。やはりかかっている経費、きっちりした業務としてやるには、それ相当の対価を払うべきだというのは私も同じ考えを持っております。</p> <p>それから、本日片づけた後に除雪車が来られてもありがたいがないと。おっしゃるとおりだと思います。9月議会は今まで、地域整備課長はいろいろ除雪の件で、この決算のときにご意見を賜っていたというのを認識しておりますので、私は今日は議員の皆様のご意見は全部聞いて課内に持ち帰りたいと思いますので、それでご理解していただければと思います。以上になります。</p>
平野委員長	ほかにございませんか。馬場委員。
馬場正治委員	3番馬場です。

	<p>今のところ、同じ道路橋梁費、118ページですけれども、道路台帳整備委託料462万円、舗装点検業務委託料462万円。全く同じ金額なのは、全くの偶然の一致なのかどうかを伺いたと思います。</p>
平野委員長	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>お答えいたします。 入札が執行されておりますので、全くの偶然です。以上になります。「分かりました」の声あり)</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>ほかにございませんか。 **なしの声**</p>
平野委員長	<p>なしと認め、第8款から第9款までについての質疑を終わります。 次に、第10款教育費から第13款予備費までについての質疑を受けます。 129ページから156ページとなります。 質疑ございませんか。 松林委員。</p>
松林義光委員	<p>ちょっとお伺いしますけれども、主要施策の成果を見ていましたけれども、どこにもちょっと見当たらずに聞きたいんですけども、この朝野球チーム、今5チームか6チームだと聞いていますけれども、ありますよね。これは町では教育委員会では関わっていないということで認識していいですか。</p>
平野委員長	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>お答えいたします。 朝野球については朝野球協会が管轄していますので、社会教育・体育課では関与しておりません。以上です。</p>
平野委員長	<p>松林委員。</p>
松林義光委員	<p>分かりました。関わっていないとすれば質問するのもおかしいかなと思いますけれども、旧下田は私が体育協会会長のときに朝野球チームをつくりました。そのときは結構、十何チームあって華々しく朝野球を行いました。</p>

	<p>今、旧下田、旧百石を合わせても5チームか6チームしかないと聞いております。だとすれば、合併しているんですからおいらせ町朝野球チームで朝野球の試合をこなすべきだと思います。それは教育委員会、私どもは関与しません、答弁はできませんということになるかもしれませんが、ただ、合併してもう13年、14年ですか。チーム数も僅か5チームか6チーム。この課長連中で朝野球に出ている方もいるかもしれませんが、その辺どう考えていますか。やっぱりもう答弁はしませんという考えなのか、お伺いします。</p>
<p>教育委員会教育長 (松林義一君) 平野委員長</p>	<p>委員質問の件なのですが、旧両町……。</p> <p>許可を得てから発言してください。教育長。</p>
<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>大変失礼しました。</p> <p>旧下田、旧百石地区ごとに朝野球チームがあつて、それぞれでリーグ戦を行っているということは承知しておりますし、それから昔に比べてチーム数が減ってきたということも承知をしております。何かの機会に呼ばれたりしていますので、そういうことは認識しておりますが、一緒にリーグ戦をやったほうがいいということについては、委員承知のとおりこちらとしてはなかなか口出しはできないと思っております。なかなかそれぞれのこれまでの歴史もありますので、今構成している方々の考えが最優先されるかと思っております。</p> <p>それから、合併当初のこの経緯については課長から。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>聞いた話で恐縮なんですけど、合併した時点でそれぞれ下田、百石とあつて、それを合併してしまうと、郡大会出場の枠というのが2チームに限られているので、そのままいたほうがそれぞれから2チームずつ上がれるというようなことで合併しなかったというような話を聞いております。そういった部分で、我々のほうでどうこうというのはちょっと言えないかなということはご理解いただければと思います。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>松林委員。</p>
<p>松林義光委員</p>	<p>多分、今5チームか、多くて6チームだと思います。私もはっきり分かりません。仮に6チームだとして、旧下田、旧百石3チームずつ、3チームでどうい</p>

	<p>ふうにして試合を展開するのか分かりませんが、旧百石が仮に3チーム、1チーム郡大会に行けるから百石のチームでやりますよと。旧下田もそこから1チーム行けるから独自でやりますよと。全くせこいと思います。技を磨いて親睦を図って健康増進に努めて、我々は郡大会に行くんだという気持ちであれば分かりますけれども、3チームの中から郡大会に行けるから一緒にやりませんよと。全くせこい。ですから、課長、そういう機会がありましたら、議会でせこいと言っているよと。堂々と6チームで試合をして郡大会に行ったらどうですか、レベルアップしたらどうですかと言ってくださいよ。いいですか。</p>
平野委員長	<p>社会教育・体育課長。</p>
社会教育・体育課長 (松山公士君)	<p>役場にも朝野球の役場チームがございますので、そちらに聞いたりとか、今のご意見について伝えたいと思います。以上です。</p>
平野委員長	<p>ほかにごいませんか。 吉村委員。</p>
吉村敏文委員	<p>1点だけ。142ページのみなく館費のみなく館ホール音響設備更新工事費594万円が上がっているわけなんです、これはどの程度、全面の改装になっているのか。ミキシング室のほうからの交換になっているものなのか。この内容についてちょっと説明していただきたいと思います。</p>
平野委員長	<p>社会教育・体育課長。</p>
社会教育・体育課長 (松山公士君)	<p>お答えいたします。 みなく館のホール、音響設備の更新工事費でございますが、これは開館当初からずっと使っていたもので、だんだん音が悪くなったりハウリングを起こしたりとかいろいろ不備がございまして、昨年度、音響機器のラックの中に入っている全て、あとはスピーカー、マイクといったもの全てを交換しております。その結果、ハウリング等もほとんどない状況になりまして、音についても非常にクリアな音でございまして、今はコロナ禍で使えなかった時期もございまして、今後そういったものを活用していただければと思っております。以上です。</p>
平野委員長	<p>吉村委員。</p>

吉村敏文委員	<p>使いやすくなったということでございますが、今年からみなく館は指定管理者へ移行しているわけなんです、以前のことを申し上げて申し訳ないんですが、非常に使い勝手が悪い。担当者がいないと使えないという物がありまして、今回は改修したわけなんです、これを使用する場合、以前と同じように担当者がいなければ駄目な設備なのか。それともある程度の物でこちらの職員なりいろんな人でもちょっと簡単に使える物なのか。使い勝手がどうなのかについてお尋ねいたします。</p>
平野委員長	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>以前の物はかなりプロ仕様というか凝った物で、なかなか使い方が一般の方、使う、実際に主催する側で操作するには難しかったという状況でございました。今回そういった難しい操作がないシンプルな物、操作しやすい物を導入設置させていただきましたので、その使い方についてはマニュアル等を準備して、今も指定管理者になっておりますが、来て使う方が実際に使えるようにしているものと思っておりますが、いま一度そういった形で確認して、マニュアル等がなければ、それを作ってもらって誰もが使えるようにしていただくように指示したいと思っております。以上です。</p>
平野委員長	<p>吉村委員。</p>
吉村敏文委員	<p>大分、前と比べれば使いやすそうな気がいたします。</p> <p>何せ以前のほうは、もうミキシング室に鍵がかかって、担当者も入れないと。それをいじるには仙台から来なければいじれないという物でありました。非常に使い勝手が悪いと。今回はそういう形をクリアしているようなんですが、これは日曜日とか何か入ってきたときにちょっと困るときがあると思うんです。指定管理者の担当者がいればいいんですが。これは前に私もちょっと提案したことがあるんですけども、例えば町内の何か所かの電気屋さんとかそういう方たちがおりますので、そういう方にも一応使用方法云々を、もし何社かでもいいから教えておいて、委託を受けるという形ではないですけども、それでその人たちも一応操作ができると。本当の素人がやってしまうと、これもまた大変なところがあるんですよ、音響ですから。ですから、ある程度知識を持った人がやらなければならないのではないかという思いもありますので、その辺のところも含めて、またこれから検討して、よりいい物にしてもらいたいと思っておりますので、その</p>

	<p>辺のことについてはどういう考えでしょうか。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>お答えいたします。 今、4月から指定管理者制度導入ということで、今現在図書館流通センターさんが施設の管理をやっております。そんな中で職員も、それに精通した職員もいますし、その会社もそういった管理会社も一緒にありますので、今回のホールの音響設備については指定管理者に十分指示して、誰もが使えるような形で、しかも、修繕とかといった場合には町内の業者とかも修繕が可能かどうかというあたりも確認して、まずは簡単に使えるように、そこに担当がいなくても使えるような形でということで、先ほど言ったマニュアル等の作成といったものをお願いしてやっていただくように指示したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>檜山です。 主要施策の111ページなんですけれども、主要事業実績ということで、町文化賞表彰ということで書いてありますが、表彰の基準的なことをちょっと、関連になるかもしれませんけれどもお話をしたいと思います。 実は去年、おととしかな、一応議会のほうからのそれで表彰委員として出席しましたんですけれども、表彰基準が、確かに文化賞とかスポーツ賞とかそういうのはもう実績で表彰されますから、それはそれでいいと思っておりますけれども、ただ、功労者の人については、その関わった年数が問題なんです。今現在何年ですか。私あれしたのは大体20年以上を基準にして表彰しているような感じなんですけれども、今どうなっていますか。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>お答えいたします。 この町文化賞表彰の部分での表彰基準でございますが、おいらせ町文化に関する表彰規則にありまして、例えば文化賞については全国レベルで、文化功労賞については50歳以上、10年以上という部分で、ここでは10年以上になっています。文化奨励賞については県レベルということで、あと文化教育奨励賞につい</p>

平野委員長	<p>ては全国大会規模以上の上位入賞者、高校生等ということで基準が設けられています。以上です。</p>
檜山 忠委員	<p>功労章の関係では10年となっているようですが、それ以外に町のいろいろ善意的なそれをやっている人たちを表彰、それこそ民生委員何年とか、それから町内会長何年とかという方の表彰は、これはまた別ですか。それは総務課のほうのあれですか。では町長の兼ね合いになると思うんですけども、町長のほうの基準年数は何年になっていますか。</p>
平野委員長	<p>質問の範囲を逸脱、項目から逸脱していれば答弁するほうも大変ですから。</p>
檜山 忠委員	<p>これと表彰、同じ表彰にならないですか。ただ文化だけに限定された表彰のことだけ話さないということですか。</p>
平野委員長	<p>今10款ですから、文化に係る部分で、あとそのほかの社会体育に関わる部分であれば、そちらに該当させて質問してください。</p>
檜山 忠委員	<p>ではそうします。総務課長さんは聞いていてください。</p> <p>実は、これ10年となっていますけれども、ほとんどの関係が20年を単位として表彰をしているということがあっているんです。ただ、やはり今年退職なりをしてからでも、70歳まで働く人が多いわけです。早くても65歳まで。それから20年以上のそれをやっていくとなると、なかなか高齢化になるので、私は10年単位だったら10年単位、今のこの功労賞みたいなものは10年単位の中で表彰してあげるべきではないですかということ、前の表彰の関係に出席したとき話をしましたので、そこら辺、総務課長にも聞こえたと思いますので、検討してみてください。答弁は要らないです。</p>
平野委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>田中委員。</p>
田中正一委員	<p>主要施策の成果の112ページの成人式のところでちょっとお聞きしたいんですけども、もうそろそろ12月でもいいなと思っていたんですけども、今コロナの関係で、町当局では成人式のことをどのように挙げるか、休むか、ど</p>

	<p>のように考えているかお知らせいただければと思っています。前にも言いましたか。私聞いていなかったと思って今言ったんですけれども、ではいいです、後で。誰が質問したんですか、それは。（「松林委員」の声あり）松林委員から後から聞きますのでまずひとつ。</p>
平野委員長	<p>ほかにございせんか。 馬場委員。</p>
馬場正治委員	<p>3番馬場です。 10款1項2目の134ページですが、上のほうに海外交流受入事業費負担金3万円、自治体国際化協会人員割会費24万6,000円というのがあります。一般質問で町の国際化について質問をした関係でこの内容を知りたいと思いますので、ご説明ください。</p>
平野委員長	<p>教育長。</p>
教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>海外交流受入事業費負担金というところでお答えをいたします。海外交流については、六戸とおいらせ町で、もっと昔を遡れば3町で行っていたものがずっと続いてきたんですが、私が教育長に就任する前の何か月か前に、両町の話合いでこれが取りやめになっております。この派遣とか交流は取りやめになったんですが、昨年、この該当の年度のときに、キタリー町シャプリ中学校というところからこちらに訪問に来ました。そのときにこちらから、実際おいらせ町からも行った子供たちがお世話になった方々の家族が来ましたので、六戸からも声がかかって、今年に限っては、この該当の年度に限っては両町で一緒に迎え入れをしてくれませんかというお話を受けましたので、こちらの子供たちもお世話になりましたので、こういう金額、少ない金額でしたけれども負担をして、受入れに協力したということでこの3万円を支出しております。この3万円は、実際に町内でキタリー町から来た家族を受け入れたときの家庭にお渡しした金額になります。 あとは課長から。</p>
平野委員長	<p>学務課長。</p>
学務課長 (柏崎和紀君)	<p>私からは海外交流受入事業費負担金の下、自治体国際化人員割のほうですけれども、こちらはALT、英語の指導助手のところはこちらに派遣していただくための人員割ということで、1人当たり7万2,000円掛ける3人分ということ</p>

平野委員長	<p>でございます。以上です。</p> <p>馬場委員。</p>
馬場正治委員	<p>説明ありがとうございます。ということは、従来、昔の東部上北教育振興協会かな。みなくる館に事務局があったんですけども、六戸町とおいらせ町が中学生の、いわゆるキタリー町へのホームステイ、そしてキタリー町からおいらせ町に何人か……、すみません。それで、受け入れてくれた家庭への負担金、いわゆる補助金が3万円ということですから、そうすると、私も実はキタリー町から中学生が来たのに、向こうから来るときは親がついてくるんだよね。こっちから行くときは親はついていかないですよ。親がついてきたのを受け入れる家庭を探しているということで頼まれて、私も3日、お母さんを預かりました。そうすると、私のところにもこの3万円のうちの一部が過去来ていたということになりますよね、恐らく。まだいいです。その確認です。これは中学生の交換事業という意味ですね。非常に難しい言葉なので意味が分からなかったんですけども。</p> <p>次の自治体国際化協会。これはALTの3人、おいらせ町は受け入れているのでその負担金ということですけども、これはどこへ払う負担金なのかが入っていなかったの、その点をお聞きしたいと思います。</p>
平野委員長	<p>教育長。</p>
教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>中学生の海外交流に関わって、まずお答えいたします。</p> <p>中学生の海外交流は、昔は東部上北教育研究協議会で行っていました。私のことを言ってもあれですけども、私もその課長をやって2年連続引率をして、キタリー町シャプリ中学校に訪問していた経験があります。その当時から受け入れる、あちらから来るときは、学校の先生が来るわけではなくて保護者が連れてきます。こちらから行くときは役場、つまり東部上北教育研究協議会の職員が行ったり、学校の先生が通訳を兼ねて英語の先生と一緒にいたりしますが、あちらから来るときは全く私的な感じで来ることになってますが、こちらで受け入れたときはその当ても、この金額ではなかったかもしれませんが、少しお金を準備してご協力を得ていました。ですから、その記憶のとおりだと思っております。</p>
平野委員長	<p>学務課長。</p>
学務課長	<p>先ほどの会費はどちらに支払っているかということに対してお答えいたしま</p>

<p>(柏崎和紀君)</p>	<p>す。</p> <p>こちらは、一般財団法人自治体国際化協会というところがその仲介等をしていただいていますので、そちらに支払っているものでございます。以上です。</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>ほかにごいませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、第10款から第13款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出についての質疑を終わります。</p> <p>次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を受けます。158ページから166ページまでとなります。</p> <p>質疑ごいませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第1号の質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第1号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8議案のうち、本日は認定第1号、令和元年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についての歳入歳出全ての審査が終わりました。よって、あすは認定第2号、令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての歳入からの審査を行</p>

<p>(委員席)</p> <p>平野委員長</p> <p>事務局長 (赤坂千敏君)</p>	<p>うこととなりますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本委員会に付託されました認定の審査はそのように取り扱うことに決しました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p> <p>明日の認定の審査は、引き続き議場において午前10時から行います。</p> <p>本日の認定の審査は、これで延会といたします。</p> <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後3時43分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>
--	---